

第十回 参議院厚生委員会會議録 第二十九号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)午前十時三十分開会

委員の異動

五月十八日委員上條愛一君辭任につき、その補欠として堂森芳夫君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○適合委員会開会の件
○本委員会の運営に関する件
○医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○右法案に關し証人の証言あり
○派遣議員の報告
○サムス准將の功績に対する感謝決議案に關する件

○看護婦法の改正案の実施に関する件
○覚せい剤取締法案(中山壽彦君外四名發議)

○検疫法案(内閣提出・衆議院送付)
○委員長(山下善信君) これより本日の厚生委員会を開会いたします。

日程に入ります前に御報告を申し上げます。本委員会の運営につきまして、先般十八日委員長、理事の打合せをいたしました結果を御報告申し上げます。かねて厚生住宅問題に關連いたしました、厚生住宅に關する小委員長におかれまして、大塚御心配を願つておつたのでありますが、公営住宅法案が本院に廻つて参りましたので、建設委員会に当厚生委員会との適合委員会を申入れて置きました。この適合委員会は二十五日の午後一時に開会されることに相成つております。

次は遺族援護の問題に關しまして、千四引揚特別委員長と両三回打合せをいたしました。特に昨二十二日は両委員会の委員長、理事合同打合せを持ちまして、職傷病者等対策審議会設置要綱を決定いたしました。この審議会の設置は是非今国会中にこれを期するということに申合せをいたしました次第でございます。この審議会の設置要綱は後ほどお手許に差上げたいと存じております。なお遺族援護の問題に關しまして、かねて御承知の通り関係方面から出ております、概ねいたしましてる指令等に關しまして、両委員長は外交局を訪問いたしました。カーペンター氏を訪ねまして、かねて遺族援護に關する極東委員会等の指令等に關する再検討の申入方をいたしました次第でございます。なお近く本問題に關しまして、官房長官に意見をいたしたいというのを両委員長が申合せをいたして目下交渉中でございます。なお遺族援護に關する件につきましては、衆議院の遺族援護の小委員長から、参議院と是非連絡をいたして、本問題を推進したいとの申出がございました。昨日も連絡がございましたのであります。なお本日正午頃連絡があるはずになつております。

次は医業分業法案の審議につきまして、委員長、理事の打合せをいたしましたのでございますが、この結果、明日本案の審議の御施行を願うことにいたしましたのでございます。

次は覚せい剤取締法案でございますが、これは小委員長として、本案に對します主任として御盡力を頂きました中山委員が御旅行中でありました。かねて中山委員のお考えでありましたその線に沿ひまして、一応各派の代表者が提案者といつたしまして、上程の手続をいたしましたのでございませう。本案に關しましては、本日の日程に出して置きましたので御了承を願います。以上御報告を申上げて置きます。

○委員長(山下善信君) 本日は前回証人として御出席をお願いいたしました藤林敬三君がたまたまお差支えがありまして、御欠席でございました。本日御出席を願ひました次第でございます。従ひまして、これより医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案を日程に上程をいたします。本案に關しましての証人といたしまして、藤林敬三君が出席をせられております。これより証人の宣誓を求めることになります。御起立を願います。

〔総員起立、証人は次のように宣誓を行なつた〕
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 藤林 敬三
○委員長(山下善信君) 御着席を願います。

証人のかたへ証人としての御注意を申上げますことは、藤林証人はよく

御了承と存じますので、省略をいたします。これより証人の証言を求めることになります。

証言を求めたいと存じます点は、藤林証人は医業制度調査会の委員として御關係に相成つておられたように思ふのであります。なお臨時医業制度調査会の副会長にも當つておられたように存するのであります。該調査会とどういふ關係をお持ちになつておられたかといふ点でございます。従ひまして、該調査会の審議にどれだけの關係をお持ちになりましたかといふ点でございます。なお右調査会審議の内容等につきまして、委員若しくは副会長としての御所感を承わりたい、即ち該調査会の審議は、十分審議は盡されたかどうか、又該調査会の答申案は果して十分なる審議が盡された答申案であるかどうか、又答申案の出ますまでの経過等につきまして、委員若しくは副会長として御関与に相成りましたか。最後に証人が医業分業問題につきましての、証人自身のお持ちになつております御見解を承わりたいと存じます。どうかよろしく御願いいたします。

○証人(藤林敬三君) 坐つていてよろしうございませうか。

○委員長(山下善信君) どうぞ。

○証人(藤林敬三君) 委員長の最初の幾つかのお言葉は、実は私がここでお答えをする資格が実はないのでござい

まして、その点は非常に皆さんにも申訳ないと思つております。ただ最後の医業分業に對して、私がどういふ考えを持つておるかという点に關しましてだけは、恐らく何がしかのお答えはできると思ひます。

何故私が最初のお問にお答えができませんかと申しますと、御承知の通り、この臨時医業制度調査会は、その医業制度調査会だけではなくて、これと重大な關係を持つものと言つていい臨時診療報酬調査会というのと二つが同時にまあ成立せしめられたわけでございます。私はその両方の委員でございます。そして、最初委員に両方任命されて、そして医業制度調査会の方の副会長に選任されたのでございませう。ところがこの両調査会は、診療報酬調査会の方が先に仕事を始めて、一応これが終つた後に医業制度調査会が審議を始めるといふ建前で、両審議会がまあ運営をされることになつたわけでございます。私は臨時診療報酬調査会の方の普通の一委員であります。又特に附加せられて、この特別委員の一人でもございませう。そこでこのほうの調査会の審議には参画ができたわけでございますが、御承知の通りいろいろ私は学校の講義もございませう。折角特別委員会の委員に選ばれたにもかかわらず、毎回出席不可能であるという状況で、まあ二度に一度、三度に一度程度欠席せざるを得なかつた

よくなのが実情でございます。そこでこの調査会の終つたあとで医業制度調査会が始まり、それに対しては今度私は副会長という地位にあるので、副会長が二度に一回、三度に一回休まざるを得ないという状況では、この重大な問題の審議を以て果すことができないというのが私の第一の理由でございます。その多忙の故を以てこのほうの調査会は御免をこうむりたいというのを厚生次官にも申し上げて、実はそう言わないで来てくれというお話をございまして、実情が今申し上げましたような実情でございます。それで、そう休みながらこの調査会に参画するのはけしからんという私自身の考えでございますから、あえて辞退を申し上げたのでございまして。従つてこの医業制度調査会のはりの審議がどのように行われたか等、今委員長のお言葉に対しては一切私は知らないでございまして、従つてこれはお答えができません、こういうふうにお知らせ以外にと思ひます。

○証人(藤林敏三君) 加わりません。私は臨時医業制度調査会には一回も実は出席をしてないとお上げたのでございしますが、経過を申し上げますと、こういうことでございまして。最初にこの両調査会が差足いたしました最初の日に私は副会長に選任されて、あとでその話を伺いました。それから医業制度調査会が仕事を本格的に始める以前に、臨時診療報酬調査会のはりと合同で調査

会が開かれたことが一度あつたと記憶しておりますが、その際にも不幸にして出席ができなかつた、これは出席するつもりでおりまかつたけれども、出席をすることができなかつたのでございまして、そのような状態でありまして、先ほど申しましたように、これは非常に無責任になつては申さないといふ理由から、私は御辞退を申上げて、初めから終りまで本格的な審議の行われたその調査会のはり一度も出席したことがないのであります。

○委員長(山下義信君) 副会長はおやめになつたのでございましてよろしく。○証人(藤林敏三君) 副会長は、私は勿論副会長もやめれば、委員もやめさしてもらうということでは、やめさして頂きましたのでございまして。○委員長(山下義信君) 正式に御辞任書をお出しになりましたのですか。

○証人(藤林敏三君) 正式な辞任はいたしません、辞任書というふうなものを出しません、私はこの診療報酬調査会のはりの特別委員会、しばしば厚生当局の次官初め各局長がいられる前でも、御覽の通り私は二回に一回、三回に一回欠席せざるを得ないような状況で、副会長にも選ばれておるんですが、到底こういうことでは責任を果しようもないのだから、御覽の通りだから、私は御免をこうむりたいということをお口頭でしばしば申し上げたので、私は別段辞任書を出したわけではございません、それで十分であると私は考えまして、そのうち一度、その言わないで出て来るようにという御告はございましたが、その御告も私はどうも怖じかねるというので、お断わりをした次第でございまして。

○委員長(山下義信君) わかりました。それでは最後にお願ひいたしました分の、医業分業制度に關します証人の御所見を承わりたいと存じます。○証人(藤林敏三君) これは如何でございまして。何か御質問でもございしましたら、お答えしたほうが私のほうとしては非常に楽なような気がいたしますが、これ／＼しか／＼の点でどう考へるかという御質問でも頂ければ、それでないかと余りにも大きな問題で一般的でございまして、私も実は証人というから、一般の素人考へで意見を述べると、いやなく、いろいろ／＼をもちらで調査会の運営についてどうであつたかという御事情を聞かれるものと思つておりましたので、意見を述べるならば、もう少し準備もして来たのですけれども、意見を述べるといふような考へは持つて参りませんでございまして、むしろ御質問を頂いたほうが、私としては非常に楽だと思ひますが、如何でございしようか。

○委員長(山下義信君) 各委員のかたがたに御質問はございせんが、証人に……。それでは藤林証人には臨時診療報酬調査会のはりの審議の経過につきまして、御所見を承わることができましようか。

○証人(藤林敏三君) いや勿論私の意見といたしましては、その医業分業に關しての意見、何がし意見は持つておりますから、これは若し御質問がなければ、不十分ながらお述べをいたします。今臨時診療報酬調査会のはりの進行はどうであつたかというお言葉までございしますが、これに對しましては、こ

れはかなり多人数の調査会でございますので、当初は医師会、歯科医師会、薬剤師会からいろいろの資料、なかなか医師会から多量の資料を頂戴を、その資料の御説明などを伺つておりましたが、いよいよ審議に入る段階になりましたから、特別委員会なるものを設けられて、そして私もまあその特別委員会に選ばれたのでございまして、これは比較的少人数でございまして、これは非常に熱心に論議が行われて、一応結論に到達したというふうな次第でございまして。いろいろ／＼医師会、歯科医師会の御意見の対立もこの間にはあつたのでございしますが、まあどうにか結論に達したと、私は考へておるのでございまして。

○委員長(山下義信君) 臨時診療報酬調査会の使命は、医業分業と關係のある御調査をなさる御使命であつたのでございましてよろしく。○証人(藤林敏三君) これはまあその最初私が欠席をいたしましたときに、いろいろ御議論があつたようだし、その後もとき／＼／＼／＼御議論がございまして。これが医業分業に直接關係があるのかないのか、或いは医業分業の明確な前提として、こういう問題を取上げておるかどうかという議論が、いろいろあつたようでございますが、私は勿論これは当然医業分業の問題とも關係のあるものと、いろいろ意見があるにもかかわらず、私自身も大体そういうつもりで調査会の一員としては参画をしたわけでありませぬ。

○委員長(山下義信君) それでは伺ひますが、臨時診療報酬調査会の答申案、医業制度調査会といふゆる分業制度の御調査になります非常な有益な、且つ又有力なる資料になつたとお考へでございましてよろしく、如何でしようか。

○証人(藤林敏三君) これは有益な資料になつたか否かについては、私のお答えを申し上げる限りではないと思ひますが、これは調査会のはりでの御利用になるか、若し医業分業をやるならば、当然こういう方式、併しそういう結論が診療報酬調査会に出たからといつて、その結論が直ちに医業分業を結論付けるわけではない。医業分業が行われる場合には、こういうふうなことが当然考へられなければならないといふことは言えますが、併しその結論が出たから医業分業が必ずしも結論として結論付けられて来るのは私も考へていない、その限りにおいては、先ほど申しましたように、医業分業と重大な關係はございまして、別な調査会でございまして、議論がおのづから別に分れるものと、又分れて然るべきものと私は承しております。

○委員長(山下義信君) それでは他の委員のかたから、御質問が別にないようございまして、先ほど私が申し上げました医業分業問題につきましての証人の賛否の御所見を承わりたいと思ひます。

○証人(藤林敏三君) それでは先ほど申しましたように、こういうつもりで実は参りませんので、私が若しもう少しよく準備したならば申し上げられたと思ふような意見も、或いは落すような結果になるかも知れませんが、従つて又話の順序が狂つたり何かして甚だお

はりな調査会でございます、議論がおのづから別に分れるものと、又分れて然るべきものと私は承しております。○委員長(山下義信君) それでは他の委員のかたから、御質問が別にないようございまして、先ほど私が申し上げました医業分業問題につきましての証人の賛否の御所見を承わりたいと思ひます。

開き苦しい点もあるかと思ひます。委員長の発言でございませう。で、私から何がしか意見を述べさせていただきます。結論的に申しますと、私は今日我が国で医薬分業を実施することには反対でございませう。反対である一つの大きな理由、勿論いろいろの理由が私にございませうが、一つの大きな理由は、国民の一人として考えてみますと、どうも今医薬分業を部分的にも或いは全般的には勿論行われたいのでございませうが、部分的に行われたいのでございませうが、国民の医療負担の増加になる虞れがあるということ、これを考えたのであります。なぜそれを特に考えたのであります。なぜそれじや国民の医療負担の増加になるかと申しますと、一つのまあ具体的なことを申しますと、これは私が臨時診療報酬調査会の一メンバーとして、つくづくそう考えざるを得なかつた事実でございませうが、医薬分業が行われて、お医者さんが処方箋をお書きになる。そしてそれが薬剤師さんの手に渡つて、薬剤師さんが患者の調剤をする。その際に薬剤師は調剤の何がしをおとりになるということにございませう。勿論今日の社会保健制度の中におきましても、私は余り細かい技術的なことを存じ上げないのでございませうが、やはり調剤料がどれこれかということも多少きめられておられるようでもあるのでございませう。従つて別段そうなつたからといつて、この事実が薬剤師が調剤料をおとりになることは別に斬らしいことでもないように伺つたのでございませうが、併し私はこういう場合にわけしまつたといふことは、今日の開業医の状況から見ると、別段開業医のことについては、我々が薬を受取つて参りま

す場合には、処方箋をこらだとか、調剤料がこらだとかいうような場合に、お医者さんの診療報酬の中では明確にこれまで分けられていないのが実情でございませう。勿論こういう状態を先ずなくさなければ、もつとはつきりさせなければ、医薬分業ができないというので、診療報酬を合理化するいろいろの方式を私たちは考えたわけでございます。考えたわけでございますが、併し事実はそう合理的な方式では、一応分析もし、議論の結果一応みんなの意見が一致したような形になりましたけれども、併し実際の開業医のかたの突情はそうではない。そこでこういう突情に対して、こういう合理的な方式を、診療報酬を、これ／＼しかだといふ項目に分けて、これを当てて行くといふ段になりますと、これは単にお医者さんのほうばかりではなくして、とにかく／＼な場合がそつでございませうが、私のごときもしばしば労働組合の賃金の問題に關しておりました、そこでも全く同様であります。まあお医者さんのほうをこつう例に比較することは甚だ不穩当かも知れませんが、全く事態は同様でございませう。と申しますのは、こつうふうな臨時診療報酬調査会をい／＼な診療報酬の合理的な方式、その分析といふようなものも行われましたが、併しこれで分けて見て、医薬分業が行われたから調剤手数料の部分はお医者さんの収入から減つて、そしてそれが薬剤師の収入に肩替りして行くのだといふふうな考えが、合理的に考えることができればいいのですが、私はこれは不可能なことだと思ふ。何となれば、従来こつう二分割の状態では、

お医者さんの診療報酬というものはお医者さんの手許に入つていたものを、これを今更減らすといふことは、極端に減らすことは、その分だけお医者さんの収入が減るといふことは、およそい／＼な事態の變革に際して、その變革を通して、或る一部分の人の収入が減るといふことはなか／＼な實際の社会的な問題といふことになります。我々第三者から、乃至国民として事態をこつうふうにするためには、お医者さんの反対があるなしを問はず、一応やは従来通りのお医者さんの収入を、これを確保しなければならぬといふような措置をとらざるを得ないのであります。そうすると、今度薬剤師のほうに廻つた調剤料は国民が余計に負担せざるを得ないといふ結果が、私は当然出て来るものと考えざるを得ない、そこでこつういふものに対してはこの際医薬分業に対しては反対だ、但し私は根本的に医薬分業に反対でございませう。医薬分業の理想を説かれて今日これは反対する人は恐らくないと思ひます。ただ問題は、だからこつういふ医薬分業の理想をい／＼のようにな形にして、どのようを実現するか問題である。医薬分業そのものについて恐らく多くの人たちは反対しない。今日は先ほど申しましたような意味において、私はだから医薬分業といふことは反対だといふわけなのです。それではどういふ形にすれば医薬分業ができるかと言へば、今申しましたようなお医者さんの報酬の突情でございませう。これでも少し医薬分業が行われるような場合に、これを強化せしめて行かなければならぬらうし、又他方

から申しますと、こつういふことにもなると思ふ。薬剤師のかたの収入でございませうが、これは丁度診療調査会の方でい／＼資料を三つの関係団体から、又厚生省当局から我々委員はもらつておつたのでございませうが、その中にこつう厚生省でお調べになつた資料に、こつういふのがあるのでございませう。同じ薬をば／＼の薬局でこつういふ価格で売つたかといふような資料を頂いたわけがございませうが、その資料を頂いたことがございませうが、私のこつういふことは、同じ薬でありながら、或る所では四十円とつておるかと思へば、或る所では四十円とつておるといふような事実があります。いわば薬の販売価格はこのように、悪く言えばば／＼棒あわかつたわけがございませう。この点に關しましては、薬剤師のかたが、まあその調査も不十分であつて、そんな不十分な調査で以てこつういふとほけしからんといふような御反対がございませうけれども、まあともかくこの調査は多少信頼ができません、いろいろの意味において調査不十分な点があるにいたしても、実際に薬の価格がこつういふ大小しておるといふことは、いわば薬剤師が薬を売るといふ販賣者としてい／＼な価格で以て一般国民乃至は患者に薬を売つておるといふこととございませう。薬の値段がすでにこつういふ状態であるのに、これに片一方では非常に理窟を付けた調剤料といふようなものをこれにおつつけるといふことは、何か木に竹を継いだという感じもしないわけがございませう。およそ物の価格といふものが

問題にされませう場合は、やはり木に竹を継いだといふようなことじやなくて、もう少し全体としても合理的な方向におつたか向くようにしなければならぬと思ふ。私がかつたようにと極端を申せば、私がこつういふ薬値段といふものがい／＼違つていふものから、僅かばかりの調剤料といふものをこつうに附加することは意味がないといふようにも、私らとしては考えざるを得ない。私はだから診療調査会の委員の一人としては、薬剤師が調剤料をとるといふことは必ずしも賛成はいたしません。調剤料なしでやられる。これは薬の販賣者としてはやはり調剤料なしで、い／＼なものをい／＼の価格で売つておる。これはすでに統制価格じやないから、これは統制が外されておるのであるから、それに何をか調剤料をくつつけるといふ必要があるといふのが私の議論でありまして、こつういふようなことをする医薬分業をする必要はない。若しも薬剤師のかたが調剤料をとらなくてもいいと言ふならば、私も医薬分業に賛成したかも知れませんが、そうおつしやらん限りにおいて、先ほど申しましたように、こつういふ医薬分業をやる限りにおいて、その部分だけ国民の負担が増えざるを得ないといふ危険に到達せざるを得ないのであります。これも一つの理由でございませう。それからこれは極く一般的な議論で甚だ恐縮でございませうが、およそ物事は、こつういふ医薬分業といふものは、その理想に従つて行く限りにおいては、医療制度のいわば合理化でございませう。医療制度の合理化でございませう。こつういふ医療制度の合理化が行わ

れるためには、これに關係する一切の事柄が、やはりどういふ合理的な制度を実現して行くにふさわしいように準備されなければならない。ただその末端の部分だけが合理化されて見ましても、その背後にある諸事実がまだ旧態依然たるものがあつて合理化されていまいかといふようなことでは、これでは折角花を咲かせようと思つて花ばかりに氣をとられておりましたも、本がしつかりしなければ立派な花が咲かんといふのと同じで、これをもつと具体的に言へば、例えばこれは私たちがどういふことを噂に聞きましたか、ここでどういふ診療調査会が昨年の夏以来充足した。やがて近く日本でも部分的にも医薬分業が実現するのではありませんかといふような声が世の中に伝わりますと、例えば医科大学の学生諸君の中には、學校を卒業してお医者さんになるのに、内科や小児科のお医者さんになつたのでは食えないから、今のうちに眼科や外科のお医者さんになつたほうがいいので、本来内科志望の学生が外科志望の学生に転向するものが多いといふことをそれとなく伺つたのであります。私どもの大学にも医学部がございます。一、二の学生をつかまえて、そういう噂があるのは本当かと尋ねると、学生の中にはそういうことを言つておられる方があります。で、医薬分業が行われるといふことになると、こういうところにもこのように響いて参ります。それがいいか悪いかは別問題といたしまして、よきにつけ、悪しきにつけ、このよう大きな影響がこういふところにも行くのですから、又医薬分業が行われる場合には、お医者さんと

してどういふ教養をお持ちになり、薬剤師としてどういふ教養を持ち、どのように対処して行かなければならぬかといふようなことについては、やはり教育の問題等からもう少し考え直して行かなければならぬといふこともございます。国民一般にもその心構えも必要でございますし、又いづれにいたしまして、これは国民のほうから言ひましたも、医療負担の問題であり、経済的な、生活的な問題であり、更にこれは又直接の關係が社会保険、健康保険の問題に關連して参ります。健康保険法の点数の問題のごときも、やはりもう少しこの薬師会、齒科医師会並びに一般国民の納得の行くよるな合理化を逐次もう少しやつて行つた上で、そしてどういふことが一切これは準備された上で、適當なる時期を測つて適當なる方法で医薬分業を考へるといふことのほうが私は筋じやないか。今日のところではどういふところに考慮が払われなくて、結論の先だけを早急に実現するといふような意味は医薬分業には、先ほど申しましたように根本的には反対ではございませぬ。私もこれは二十数年前にドイツに留学しておりました当時、やはりドイツの間にはそういう制度がございまして、私も医者になつて、かかつて、医薬分業の制度のお医者さんが、どういふ開業医がどういふところで診療するかといふ経験の持主であるが、かかつていた患者の態度から見ると、医薬分業が行われたから、さほど不便だとは感じません。だから今日大都會で医薬分業が行われても、そういう意味の不便はない。それはまあお医者さんから

薬屋へ行くとするの不便だといふ、そういう反対があると思ひますが、そういう議論は殆んど問題にならない。要するにそういうことは瑣末なことであつて、それでももう少し社会的な事実として、いろいろな各方面の事態を医薬分業のためにも少し整へるといふようなことを、我々国民としても努力を払うべきじやないかといふように私は考へておるのでございませぬ。準備をしておいでませぬ、もう少し考へると、申し上げたいといふような点も出て来るかと思ひますが、無準備でありますので、これくらいで私の話は終りたいと思ひます。
○委員長(山下善信君) 証人のかたに對しての御質疑はございませぬですか。
○井上なつゑ君 ちよつとお伺ひいたしますが、只今医薬分業についての反対の第一は、このお医者さんの生活程度を下げることに対して反対だといふように承わりましたのでございませぬが、お医者さんは病人からいろいろと信頼されなければなりませんので、一般の人よりも生活程度を高くしなければならぬといふことの意味でございませぬか。それが一つでございませぬ。それからもう一つ承わりたいのですが、薬剤師のかたは現在においては調剤には反対で、売薬業者として十分に生活ができるとお考へになつていらつしやるのでございませぬか。この二つを承わりたいと思ひます。
○証人(藤林鐵三君) 先のほうの御質問でございませぬが、私は決してお医者さんは余計収入がなくなつてはならぬ、そのため云々といふ議論には必ずしも賛成はいたしません。私が申しました

のは、お医者さんが現に受けておられる報酬が高いか低いかといふことも勿論議論の余地がございませぬ。これはもう少しお医者さんの収入が減るならば国民の医療負担も減りはしないかといふことも勿論考へる余地があると思ひます。あると思ひますが、私が先ほど申し上げましたのは、そういう議論ではなくして、今日の大体お医者さんの収入が高いか低いかはそれはともかくとして、一応これだけの収入を持つておられる、その持つておられる収入を減らすといふような場合には、必ずそれはお医者さんが反対されるのは当然前でございます。現状維持を主張されるのはこれは当然でありまして、私はだから、而もそれをやる場合には、我々世の中で問題を取扱ふ常識的な態度から言へば、まあ事態の、制度の變革の場合には、その従来の報酬だけは確保して上げようといふのが、これが當り前の考へであります。こういう私の議論であります。
○委員長退席、理事小杉繁安君委
員長席に着く
それから次に薬剤師は今の状態で以て売薬業者として食えるか食えないかといふ御質問でございませぬが、これは不幸にして、どうも私はお医者さんの資料は幾つかもりました。そのほうの資料は余りもろくなかつたと思ひしてございませぬが、もつたかも知れませんが、余りこの点は詮索してございませぬので、明確にお答えするだけの私の準備がございませぬから、この点はまあいづれとも申し上げ兼ねると思ひます。
○理事(小杉繁安君) 証人に対する御質問はございませぬか。
「ない」と呼ぶ者あり

○理事(小杉繁安君) それじや証人にはお忙しいところを御出席をお願いいたしましたしまして、貴重な御意見をお述べ下さいまして誠に有難く存じます。
○理事(小杉繁安君) 引続きまして、次に派遣議員の報告をお願いいたします。第一班の井上理事からお願ひいたします。
○井上なつゑ君 院議に基きまして、只今上程されております医師法、齒科医師法及び薬剤師法の一部改正に關しまして、地方におきます各界のかたがたの意見を聞く会が仙台と名古屋に開催いたしましたのでございませぬが、私どもは仙台に参りましたので、その状況を御報告申し上げます。
五月二十日宮城県と山形県と福島県よりの代表者の出席を求めまして、仙台におきまして医薬分業についての意見を聞くの会を開催した次第でございませぬが、この会を催します前に、参議院から宮城県に對しまして、会の準備方を依頼いたしましたのが五月十五日でございまして、この間準備の時間が非常に短かつたので、宮城県といたしましては、非常に心配をなさいまして、特にこの宮城県下におきましてのこれまでの状況が、医師、薬剤師の間には何らの問題も起つておりませぬので、却つてこういうような公聴会のようなものが催されたといふこと、私は聞くの会といふのでございませぬが、先方では公聴会とおりになつて、公聴会を催されることによつていろいろの紛争を来たしたくないかといふことと、その時日に余裕がないといふことで、参議院にお断わりの電報があつたりなんかいまして、そ

の聞かた、いたしましたが、とにかく厚生省の三浦事務官と専門調査員室の今藤調査主任が先発いたしました。先方のほうとよく話をいたされ、結果、とにかく聞くの会を催すことができたのでございますが、それにいたしまして聞くの会に出席して頂きます入選に相当県が困られたということとは事実でございますが、結局その聞くの会は余り時間を要すまいということ、県では当日の午後二時から五時まで用意して頂きました。それから当方からの出席議員は有馬、小杉、中山、藤森、藤原各議員と私でございます。県のかたに座長をお願いいたしましたところ、そうした前に挙げました事情の下に県ですることは困難の様子をお示しになりました結果、とにかく一応座長を私にしろということでございます。僭越ながら私が座長をさせて頂きました次第でございます。

当日の出席者は総計二十九名、一般受療者側八名、うち県市から県の民生委員、県の地方労働委員、農林省からは県の農協農政部長その他主婦連合会の人々、小学校の先生、家庭の主婦のかた、が見えておられました。それから病院診療所のお医者さん、薬剤師のかた、それから一般代表として塩釜市長、白石の町長、社会保険関係として健保被保険者、言論界といたしまして新聞社のかた、新明さんというかたが見えておられました。それから宮城県、福島県の医師会、薬剤師会の代表者が出ておられました。そして出席者の意見を総合いたしました見ますと、

一般にこの地方では分業については割合に関心が少ないということが認識されたのでございます。若しこの分業を進

めて行くにいたしても、相当の準備期間がないのではないかと、いろいろな空気が感ぜられました。そして結局これは皆さんの御意見ではお医者さんと薬剤師が対立して行くことになつては困るので、結局お医者さんと薬剤師のかた、が相協力をして行かないと、この問題を進めて行けないのではないかと、このような意見が出ましたのでございます。

大体これらの御意見を分類いたして見まして、ちよつと御報告したいのでございますが、賛成と反対と時期尚早と賛否不明の四つに分けて見たいと思つて見ました。小学校の先生、御婦人の先生でございまして、これはお医者さん、薬剤師の問題ではない、国民の保健という点から患者の立場を考へてもらいたい。それから処方箋が発行されることになりまして、自分の病気の名前につきまして、大要国民が認識いたしますので、非常に治療上にもよいから、医業分業には絶対に賛成いたしますと表明されました。それから長期の病気の場合には決して高くならないという御意見、そして農村におきましては、一日も早く無医村、無薬局をなくされたいということでございます。次に婦人会の代表のかた、これは農薬のかたでございますが、医業分業になれば、よい診療、よい治療をして頂きまして、早く病気を治して頂けるからこれに賛成する。そしてお医者さんと薬剤師のおの、の専門分野において、責任を持つて頂くことができるので、そして医者と薬剤師がそれらの責任において協力して頂

てほしいという条件付で賛成されました。それから私立病院に勤務する薬剤師のかたでございますが、これは医業分業にすれば、誤診ということがなくなりまして、これに賛成する、それと今度の確なるお薬と的確なる調剤をなすことができるので、病気を短縮して経済的にも非常に負担が少くなる。それと先進国は医業分業であり、国際保健機関にもこれに参加した今日、絶対に医業分業にすべきであるという御意見であります。それから町長さんの御意見といたしまして、医業分業の法案は医療がよくないと政府は確信があつて出しておるのであります。ところが、そういう確信があるならば一日も早く断行して欲しい。そしてそれによつての今度の医業分業によつて国民のために不便になつたり、医療費の高くなつたりしないようにして欲しい。そして医療内容は向上し、病気をしても早く治し、とにかく社会保障制度を立てて早くこの法案のように進んでもらいたいということでございます。言論界の代表者からは、先進国が分業をやつておるのであるから、いづれ分業になると思つても、強制的に分業にしないで何とかな分業になつて行くのではないかと思つて、それにしては、この問題は非常に早く片付くのではないかと、早くと分業にしたい。これはないかという御意見でございます。それから、法案を出した以上は政府は責任を持つてもらいたい。それから医師と薬剤師の論争が多いので、一般国民は非常にこの問題についてわかつていないのじゃないか、それについて啓蒙が要るのではないかと、ということでございます。そしてつ

国民に考へてもらう余裕を与えてもらいたい。それから分業について国民が納得しているから、これをしたらどうかという御意見が出ておりました。それからお医者さんにも話をよく考へて頂ければ、お医者さんもこれについて反対しなくなつて下さるだろうというふうな御意見もございました。それから現在でも処方箋を発行されているのだから、お医者さんに思い切つて処方箋を発行して頂いてはどうか。併し強制的分業によりまして、実施後かなり不安なことは見逃せないことである。それから医療費は高くなるか安くなるか判断ではわからない、とにかくお医者さんと薬剤師のやりかた如何によつて定められたい。国民にとつては不便であるけれども、利益である。医療内容は変わらなければ分業は必要ないが、医療内容はよくなるなければならぬ、という御意見でございます。

それから反対の主な御意見としまして、民生委員のかたが、強制的分業は妥当でない、国民の納得の行くようにされたい、それがために反対。薬価は安くなるが、医療費は相対的に高くなつて国民にとつては不便である。分業になれば医療内容が悪くなる。分業に考えられない。科学的には当然分業すべきであるけれども、精神的に考へる余地があるという御意見もございました。それから農漁村の代表のかたもやはり反対でございます。農漁村には医療費を安くされたい。それで農漁村には医業分業は不便である。病院勤務のお医者さんでございますが、現在任意分業でございます。

で社会的に支障はないので、強制的分業に反対である。分業になれば医療費は高くなる。医療内容は変わらないけれども、国民にとつては不便である。自然の成り行きで分業になつて行くことが望ましい。その次は東北大学附属病院の歯科医師のかたでございますが、これも法律で強制的に反対である。文化が進むにつれて分業になるので、文化が進歩すれば自然に分業になるのであるから、そういうふうによつてはどうかということでございます。それから、法律を作るときには法律を作る目的をよく考へてもらいたい。医師、薬剤師のための法律でなくして国民保健のための法律で、そういうふうにしてもらいたい。

その次は時期尚早というグループであります。農漁村の代表者は、分業には賛成であるが、今直ちに強制的分業には賛成できず、準備期間をおいて指導啓蒙して頂きたい。それからお医者さんが患者に処方箋を発行することは望ましい。それから、分業することによつて診療内容がはつきりしますので、医療費は高くなると思つて、それから結局医師、薬剤師が増加して薬局が農村に分布すれば、利益探算がなるとのことになつて国民の利益は高くなると思つて、やはり時期尚早のことで、処方箋の登録は賛成であるが、強制的分業をすることは考へさせられる。却つて医療費は考へ方によつて安くなるのではな

その次は時期尚早というグループであります。農漁村の代表者は、分業には賛成であるが、今直ちに強制的分業には賛成できず、準備期間をおいて指導啓蒙して頂きたい。それからお医者さんが患者に処方箋を発行することは望ましい。それから、分業することによつて診療内容がはつきりしますので、医療費は高くなると思つて、それから結局医師、薬剤師が増加して薬局が農村に分布すれば、利益探算がなるとのことになつて国民の利益は高くなると思つて、やはり時期尚早のことで、処方箋の登録は賛成であるが、強制的分業をすることは考へさせられる。却つて医療費は考へ方によつて安くなるのではな

その次は時期尚早というグループであります。農漁村の代表者は、分業には賛成であるが、今直ちに強制的分業には賛成できず、準備期間をおいて指導啓蒙して頂きたい。それからお医者さんが患者に処方箋を発行することは望ましい。それから、分業することによつて診療内容がはつきりしますので、医療費は高くなると思つて、それから結局医師、薬剤師が増加して薬局が農村に分布すれば、利益探算がなるとのことになつて国民の利益は高くなると思つて、やはり時期尚早のことで、処方箋の登録は賛成であるが、強制的分業をすることは考へさせられる。却つて医療費は考へ方によつて安くなるのではな

いか。分業になつたら医師、薬師が近くになればよいが、今のところでは不安である。民情と民意に副つて考へてもらいたい。県地方労働委員のかたは、現在のままの状態では処方箋の発行ができるのであるから、強制分業は国民の感情に反する問題である。医師の調剤がでんといふことは不安を持つ。任意分業といふことが現在の国民に知られてないのであるから、このことについて啓蒙をしてもらいたい。社会保障制度を確立させたい。それからその次は被保険者の一人でございますが、いわゆる医業分業については七十年間も医師と薬師が論争されているが、一般国民が何らこのことを知らない、それで病気がなつたときは何もかも医師任せでこれまで来たといふことが感ぜられる、このことも是正しなくてはならぬ。医業分業をすれば不便にちやならぬ。医業分業をすれば不便になる。それから現在でも任意分業で医師が処方箋を書いてくれることになつておりますが、患者は要求することができないという現状にある。それから処方箋を発行することは、患者が病気がなつたとき治す上に望ましい。それが被保険者の一人の御意見でございます。

それからその次は賛否不明のグループでございます。仙台市の教育委員、主婦連合会副会長の婦人のかた、医師、薬師のおの／＼の意見を聞けば成るほどと思ふ。医師、薬師の間には何か割切れないものがある。国民が一番辛いになるような法律を作つてもらいたい。選挙立候補者の公報のそれと同様に、医業分業について何か公報を出して国民に知らせてもらいたいという御意見が出ております。

これは賛否不明のグループでございます。それから健康保険組合のかたより、賛否は余り明かにされませんが、医師が良心的に診療するならば適正診療という言葉は出なかつたらうと思ふ。薬師の場合においても、分業になつて適正調剤という言葉が出て来ると非常に困る。それから専門分野に医師、薬師の分野を専念してもらいたい。それから保険経済の豊かでない現状から医療費の高くなるのは困る。医療の内容についてはおの／＼の分野で熱心にやつて行けばよいと思ふ。その健康保険組合の一人の御意見でございます。そのほかにもいろいろが、省略いたします。

それからその次は医師会、薬師会、の意見でございますが、これは大体参議院におきましてすでに伺つております意見と大同小異でございます。これを省略させていただきます。大体以上が仙台におきましての会の概略でございます。

〇理事(小杉繁安君) 次に第二班の松原委員にお願いたします。〇松原一彦君 先般院議によりまして、医業分業の問題に関する多数国民の意見を徴するために、本員ほか三名が中部地方に派遣を命ぜられたのでございます。五月二十一日、愛知県庁におきまして、医業分業について意見を聞く会を開催いたしましたのであります。年長の故を以ちまして、私が座長に推されました関係上、私からその概要を御報告申し上げます。先ず本会の目的は、只今審議中の医業分業問題について国民の意見を聴取することが主眼でありまして、厚生委員会からは本員のほか有馬君、堂森君、川崎君、中山君、藤森君、藤原君と、事務局側からは多田専門員ほか三名がこれに参加いたしましたのであります。当日公述人は愛知、岐阜、三重各県より医師会代表四名、歯科医師会代表三名、薬師会代表四名、社会保険団体代表六名、愛知県より言論界代表一名、市町村長各一名、社会保険被保険者四名、病院勤務医師、薬師、歯科医師各一名、労働団体二名、一般受療者三名、主婦二名、合計三十五名の出席を得まして、医業分業について強制分業がいかにどうか。医業分業によつて医療費が高くなるか安くなるか。又国民は便利か不便か。医療内容はよくなるかどうかについて、各階層の国民の意見を聴取したのであります。又一般傍聴人は二百二名に及びましたのであります。この諸君からあつた書面によつて意見の提出を求めたのでございます。先ず参加者の公述に入る前に、本員より医業分業に関する今回の改正法案の経過並びに法案の内容についての概略、要点的説明をいたしました。午前中は愛知県医師会代表、常二君の意見開陳に次ぎまして、薬師会、歯科医師会の各代表及び社会保険団体、言論界の代表意見並びに個人の意見が申述べられたのであります。その結果は、改正法案を可とする者九名、可とする者九名、同数でございます。午後は一概といたしまして、市町村長、社会保険被保険者、一般受療者、労働者、主婦等の意見が述べられたのでございます。その結果は、改正法案を可とする者七名、可とする者十名でありまして、賛否不明の者が一人ございまして、午前午後を通じて可とする者十五名、可とする者十九名、

不明が一名という結果と相成つたのでございます。今少しその内容について申し上げます。午前中の各界代表の意見中、可とする者九名の内訳は医師四名、歯科医師三名、国民健康保険一名、言論界一名であります。可とする者の九名の内訳は薬師四名、健康保険三名、国民健康保険二名であります。可否それ／＼の主張は、今までに中央でたび／＼申述べられて来たことと同様でありますので省略いたします。次に、午後の一概の意見中、可とする者六名の内訳は、村長一名、医師一名、歯科医師一名、一般受療者一名、労働者一名、主婦一名であります。可とする者十名の内訳は、市長一、町長一、健康被保険者二、国保被保険者二、薬師一、一般受療者一、労働者二であつて、賛否不明の一人は主婦でございます。

次に、反対理由の主なるものは、不便を主張する者七、時期尚早を主張する者二、その他となつております。又賛成理由の主なるものは、治療、処方なくならないと主張する者五名、職業専門化により医療内容が向上する者四名、健保、国保において差別待遇が除かれて明瞭になるとする者二名、その他となつております。

見を持つておられました。このかたは日本の現状としての医業分業は、これは業者の声であつて、国民の真の声ではない、真の輿論に問うて国会は慎重にこれを審議せられたい。どうも最近にはその準備の整わないうちに、社会的コンデイションのできない前に法律を急ぐ弊がある、併し法律はすぐにこの事態と食違つて、これを修正しなければならぬという事例が少なくない、特に多いのであるからして、この点について十分に念を入れて欲しいという意見が附加せられたのでございまして、これにつきましては、各国の事例を引かれましたが、省略いたします。以上が私の今回の中部地方における国民の輿論を聞く会の概要でござい

○委員長(山下義信君) 次に、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。御質問はございせんか。

○松原一彦君 政府委員に伺います。私は日本の医業制度の進歩のために、この法案の目的とするものに対しましては賛成するものであります。一日も早くこの法案の求めるところのものが実現するように法律をいたしたいと思つております。その前提として、これには二つに分れておりますが、前提条件は昭和二十八年一月一日より実行するものであり、その前提条件によつて、次に昭和三十三年一月一日から実行する、二つの面に分れておるのであります。第一のこの法案を突進いたします前提条件としての医療報酬の適正という問題であります。これは非常に大事な問題でござい

から、特別に調査会まで設けられてお

やりになつたのではあります。実は私もまだ確実なる資料が得られないのでございまして、私はこう考へますが、これは間違ひではないのでございまして、この前提をなすものは、医者は医療そのもの、無形の技術によつて適正なる報酬を受けるものであり、薬は原価にこの調剤の技術料を加へたるものによつて受療者は安価に薬を受けることができる、こう私は思ふのであります。そうなりますと、この法律を施行しました後に、つまり昭和二十八年一月一日以降は、どういふ田舎の薬剤師のいないところの医師からもらう薬の代金も、この薬剤師からもらうところの薬の代金も等価となる、等しいものとなる、こう思つて差支えありませんか、この点を伺います。

○政府委員(松本一郎君) その点に關しましては、大体仰せになりました。御意見は誠にその通りでございまして、ただ薬価がどうなるかという問題につきましては、これは先般の臨時診療報酬調査会、或いは臨時医療制度調査会の委員長並びに特別委員長の証言にもございまして、実際問題といたしましては、具体的な数字は健康保険或いは国立病院等におきましては、政府がこの数字をはつきり定めることができませんが、併しながら自由診療に關しましては、これを政府が定めるわけに参りませんが、大体健康保険その他等におきまして、只今仰せになりましたようにならざるやうに行われようになり、その点に漸次従つて行くものと、そういうふうにも私は解釈いたしておる次第

でございまして。

○松原一彦君 了承いたしました。つまり今回の法律におきましても、医師の投資する地域が生じ、又その場合が生ずるのでございまして、その場合に於いて医師の投資も薬剤師から処方箋によつてもらうものも等しい値になるということ、これは大変大事な条件だと思つております。それができると、ここにこの法案を進める上において非常に心強いものが出るのでございまして、次にそうなりました場合の医師の診療報酬というものが問題でございまして、この診療報酬が、基準となつて医師の生活をも支へなければならぬことになりまして、その診療報酬は今日までの御調査でどういふふうになつておりましたか、どういふ山間僻地の医師の診療報酬も、或いは名医と稱するかたの診療報酬もこれが等価となりませんか、この点伺いた。

○政府委員(久下勝次君) 医師の診療報酬につきましては、お尋ねでございまして、私からお答えを申し上げます。お尋ねの通り診療報酬調査会の答申に基づきまして、具体的な診療報酬をきめて参ります。これは非常にむずかしい問題でございまして、この点につきましては、私もいろいろといたしましたが、来年一杯くらいはかかるのじやないかという見通しを付けておるのであります。併しながらこれによつて参りますことは、現在社会保険で定めておられますように、いわゆる医師の個人差というものは、一応は別の問題となつておるのでございまして、臨時診療報酬調査会の答申にもございまして、医師の個人差というものを十分考慮し、診療報酬の

上にこれを現わすべきであるというよ

うな答申もございまして、私もこの基礎をきめるときに検討をして行きたいと思つております。ただ過去の状況から申しますと、医師の個人差というものを付けることの必要は各方面から強く叫ばれておりますし、私も又その必要を痛感いたしました。いろいろと検討いたして見たのでございまして、工合のいい結論を得るに至つていないのが実情でございまして、従いまして名医と然らざるもの差というふうなものも現わす必要のあることとは私も痛感いたしました。併し、どの程度に現わし得るか、これは若干医師制度の根本にも觸れる点でございまして、関係の方面と十分御相談を申上げまして、合理的な結論を得ますように努力をいたしたいと思つております。

○松原一彦君 それはお示しの通りに大変むずかしい問題であると思つて、技術者というものの技術の高下によつて評価するということは大変むずかしいものでございまして、併し自由主義経済の国におけるかような報酬面は一律にはなく、断定しにくいので、この問題を実現するためには、そこに医師側にも、又受療者側にも、薬剤師側にも納得の行く線が具現化されなければならぬのでございまして、むずかしい問題であるだけに準備には骨が折れであると思つております。私はどうございまして、果して昭和二十八年一月一日までにこれが政府において的確な御準備ができるお見込みがござい

○政府委員(久下勝次君) 先ほども申

上げましたように、個人差の問題を合理的に解決いたしますために、医師制度の根本に觸れる問題があると申上げたのであります。この点は別の意味からも、医師につきましても専門医制度を設けたらどうかという意見があるものでございまして、こういうものが実現をいたしますれば、そうしたはつきりした基準に基いて医師の個人差を見に行くということが医療報酬の面でできるやうになると思つております。この問題につきましては、只今のところ主として日本医師会が関係学会等と御連絡の上検討をしておるやうに伺つております。又その検討が或る程度進捗しておるやうにも伺つておるのでござい

ます。具体的には私もさういふものができ上りますれば、それに伴つて医師の個人差に基く診療報酬というやうなものも、又合理的にきめ得るのじやないかというふうな考へておる次第でございまして、従いまして、これは二十八年一杯でできるかというお尋ねでございまして、只今の段階におきましては、明白にできるものと、できないものと申上げられないのであります。今申したような関係の団体等における検討もかなり進んでおりますので、私も二十八年までには、そういうことができるであらうという相当な期待を持つておるのであります。なおこの点につきましては、関係の団体、医師会、歯科医師会、薬剤師協会或いは関係学会等とも、私どもの立場におきましても、十分御相談申上げて見たいと思つております。

○松原一彦君 併しその適正なる医療報酬というものをきめることが、この

前提条件となりますので、その責任を医師会に転嫁せらるることは非常に不安であります。医師会その他の民間に諮問せらるることは、それはもう御自由であります。念を入れて頂かなければなりません。責任は政府にある。

政府がこの法案を提出した以上は、責任を持つて昭和二十八年の一月一日からできるものというのを、ここに確信を持つておかり下さらなければ、この問題を取急いで審議することに支障を生ずるのであります。私が見るところによりますという、やはりそこに非常な大きな不安があるのじやないかと思ふ。勿論名医の下にはおのずから診療者が市をなし、又義医者の下には雀羅が張られるのであります。

でありますから、同じ診療報酬とすれば、名医の下に走り、自然淘汰が行われますから、世間がこれを解決するよるなもの、ここには政府としては責任を持つての準備行為がなされなければならぬのであります。この法案に明確に昭和二十八年一月一日よりこれを行つと、すべての医師は処方箋を出さねばならぬと、それによつて実質上の医薬の分業が行われるということが確定しなければ、この法案はやはり繪に画いた餅になるのであります。責任はどこの政府にあるのであります。

でも、できやうと思ふが、責任を日本医師会に転嫁せらるるといふことになりまふといふと、これは日本医師会といふものはなかくむずかしい団体で、まあはつきり申せば相当厄介な団体であります。すでに政府は手を焼ききつておられる現在の状態に徴しまして、この団体はなかく擬子で

も動かないのであります。相当我がままな団体であるといふことを私は見ております。この点におきまして、政府側ははつきりした所信をお持ちにならなければ困るのであります。重ねて伺います。

○政府委員(久下勝次君) お話の内容を伺つておきますといふと、新らしい考え方に基づく医療報酬も、一般的に基準もきめて行く、具体的な金額を一般的にきめて行くという問題と、更に個人差をその上に考へて行くという問題を、何かはつきり区別されてないやうなふうにも受取られたのであります。私が申上げましたのは、後半の個人差のことについて申上げたのであります。全般の一般的な医療報酬、例えば具体的に申上げますれば、盲腸炎の手術については、これだけの報酬を医師に与えるべきであるといふやうな意味におきましては、私どもは確信を持つて来年末までには結論を出し得るという信念を持つておるものであります。と申しますのは、すでに臨時診療報酬調査会に對しまして、日本医師会、歯科医師会、薬剤師協会等から、それ／＼極めて有益なこの問題を解決いたしますための資料が提出されておられますし、又厚生省におきましても若干の調査もいたしておられますので、これらを総合勘案することによりまして、一般的な診療報酬といふものはきめて行けるという確信を持つておる次第でございます。個人差の問題につきましても、同時にこれに触れて行かなければならぬことは、先ほど申上げた通りでございますが、と同時に、又私ども決してこれを責任逃れを申す意味で申上げたのではないのでございまして、いろいろと従来からの関係もございまして、例として専門医制度というもので日本医師会を取上げられて、専門の委員会を設けられて検討をされておられますので、そういうものができ上りますれば、個人差といふものも、それに基いて適正にきめられるのではないかという意味で申上げたのであります。それを取上げてきめまふことは勿論政府の責任でございます。ただこのやうな種類の問題でありますので、熱心に御検討を願つております。日本医師会に、又それに十分関係の学会等の専門家の意見も入つておるやうに承知いたしておられますので、十分これらの意見を尊重いたしまして、私ども政府の責任におきまして決定をして行きたいといふつもりでございます。

くどいようでございますが、そういうふうな二つの問題は別して考へなければならぬ問題であります。同時に、後のほうの個人差の問題が仮にきめられないといはしても、医療報酬の面におきましては、従来に比較いたしまして、革新的な進歩をいたすものではないかといふやうなことも考へておる次第でございます。

○松原一彦君 それは個人差を付けるというのでございます。希くば付けないでほしいのでございます。付けないで、国民はどこに行つても初診は幾ら、再診は幾らというやうなことになれば安心ができるのであります。どうかそういうふうにあつてほしいと思ふのであります。この技術といふものの面にはなかくその点で納得の行かないものがありますから、これから明年末までに、これを政府がお取扱いにいたしますときに、たとえ日本医師

会は反対しても、これを押し切つておやりになる御決意があるかということをお承りしたい。

○政府委員(久下勝次君) 全般の一般的な医療報酬を新しい標準に基きましてきめて参りますことは、医師会も全面的に賛成をしておるのであります。従いまして仮定的に、反対をなさるであらうといふその場合のことを私どもは考へる必要はないと思つております。その他の関係団体も全部新らしい診療報酬体系を作ることにつきます。十分御協力を得られるものと信じておる次第でございます。

○松原一彦君 了承いたしました。それほどの御賛成を得られるところの自信があまりになることを私は多といたします。どうか一つその方針で十二分に決意を持つてお進みを願ひたいと思はします。次に私がお尋ねいたしたいことは、この第三條の業事法の点であります。第二十二條の一項のうち「省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合」の内容でございます。若しこの内容が医師側の納得の行くものであるとするならば、そうしてこの前段が医師会も納得し、国民も納得するといふ條件が備われば、私はこの問題はすらくと解決する、この「省令の定めるところにより診療上必要があるとされる場合」といふ漢字的文字だけでは不安があるのではなからうかと思ふのであります。これが今度の法案は、世間では絶対分業のよりに考へておる者がございませうけれども、これは対立的な絶対分業ではなくして、部分的な協力的分業であるのであります。でありますから「省令の定める

ところにより診療上必要があるとされる場合」の條件が具備すれば、私は非常にと考へておるのでございませうが、この内容に對してどういふものであるか、どういふ点をお考へになつておるかを、お聞かせ願ひたい。

○政府委員(松原一彦君) 仰せの通り、この省令で定めようとしたしております事項は非常に重要な事項でございます。まして、この事項を正しく定めることができれば、どうかによりまして、この法案の企圖するところが実際に円滑に運営されるか、どうかを定まつて行くことと申しましても過言ではございません。即ち医師、歯科医師が原則としてまして調剤ができないと定めるにいたしまして、どうしても診療上の必要から、自分から調剤しなければ間に合わぬ場合もございませうし、又薬局が殆んど普及しておらないやうな地域におきましては、当然医師、歯科医師の調剤を禁止してしまふといふことは不可能なことは申すまでもありません。このやうな場合の例外規定を具体的に省令で定めようとするのでございませうが、併しこれを定めまふにいろいろ技術的にも検討する必要があるのでございませう。又十分研究をいたしまして、慎重を期さなければなりません。その意味におきまして、これをきめますために、専門家或いは学識経験者の審議を経まして、そうしてこれをきめたというために審議会を作りまして、審議会の議を経て省令で定める、このやうなふうをいたして思つておる次第でございます。

○松原一彦君 審議会の議を経て、慎重にこの特例事項をば具現されること

○松原一彦君 審議会の議を経て、慎重にこの特例事項をば具現されること

とか、衆議の普及がどの程度とか、こ
こをもう少し当局側から別な場合でも
結構であります、説明なり或いは一
応の現在の厚生当局として持つておら
れる考え方等がありましたらならば、そ
れを一応示してもらいたい、こうい
うふうに私は希望したのであります。
別の機会でもよろしくごさいませぬ。

○委員長(山下義信君) 承知いたしま
した。政府に伝えます。

○豊森芳夫君 この法案は非常に重要
な法案でありまして、黒川厚生大臣も
外遊中であり、医務局長もいない。保
利労働大臣が厚生大臣を兼ねておられ
ますから、今日のこの重要な審議の委
員会にも厚生大臣が出て来ないと、こ
ういふことは我々非常に委員会として
も大きな不満があると思っております。
こういう意味で我々厚生委員会はなせ
大臣が出て来ないかというところも、も
つと強く我々は当局に注意を喚起すべ
きではないかと思っております。

○委員長(山下義信君) 承知いたしま
した。本日は政務次官が出席せられて
おります。

○政府委員(平澤長吉君) 只今保利大
臣は衆議院の予算委員会に出ておりま
すので、出席いたしかねるということ
を伝えて置きます。

○委員長(山下義信君) 今後法律案の
審議につきましては、堂林委員の御希
望のごとく、是非厚生大臣の出席を要
求することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) さように措置
することになります。

に對する感謝の決議を本委員会におい
て決定されまして、その案文は委員長
に一任したいと思ひます。委員会
にお諮りを願ひたいのでございませぬ。

○委員長(山下義信君) 医師法、齒科
医師法及び薬事法の一部を改正する法
律案の審議は、本日はこの程度にとど
めることに御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。

つきましては、只今井上委員から、
サウス准将の功績に對する感謝の決議
をいたしたいとの動議の御提出がござ
いまして、その案文につきましては、
委員長に御一任との御動議でござ
いしますが、御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。つきましてはその案文
を朗讀いたします。

サウス准将の功績に對する感謝
決議(案)

クロフォード・エフ・サウス准将
閣下におかれては、終戦以來五ヶ年
有餘にわたり、連合軍總司令部公
衆衛生福祉局長として、よくわが國
情を理解し、常に好意ある助言と指
導を以て、厚生文化の向上と発展に
絶大の努力を傾注されたことは、
國民のひとしく感謝するところであ
る。

今日幾多の厚生関係の法令は整備
せられ、その施策の改善措置が講ぜ
られて、わが厚生行政が近代福祉國
家としての文化水準にまで引き上げ
られたことは、一に閣下の卓越した
見識と莫大な業績の賜物であると確
信する。

ここに参議院厚生委員会は、閣下
のわが國に残された不滅の功績に對
し、満腔の敬意を表し、衷心より感
謝すると共に、閣下の御健在を祈念
するものである。

右委員会の總意に基いて感謝の意
を表明する。

御賛成のおかたは御起立を願いま
す。

○委員長(山下義信君) 満場一致可決
せられました。

つきましては、この感謝決議案の贈
呈に關しましては、委員長、理事に御
一任することに御異議ございませんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないも
のと認めます。

○藤原道子君 私は厚生省にお伺いし
たいのでございませぬが、看護婦法の改
正は三月の三十一日に通過いたしました
のでございませぬが、その後私は全国の国
立病院とか、或いは私立病院或いは
日赤等へ参りまして、実に容易ならざ
ることを聞いたのでございませぬが、
厚生省は我々国会においで改正いたし
ました法案を実施する意図なきやに私
は聞くのでございませぬが、私はその
点の厚生省のお考えを開きたいのでご
ざいませぬ。たとえ国会が通過しても、厚
生省がこれを実施する意思がない。或
いは又厚生大臣の定める講習というよ
うなものなどもむずかしくつて、到
底そんなものは実施されるものではな
い。たとえ国会は通つても実施が不可
能なものであるから、国家試験を受け
なければ駄目なんだということを各会

合において関係者が公言しておいでに
なる。開き捨てにならないことだと存
じますので、責任ある御答弁を伺い
たいと思ひます。

○政府委員(平澤長吉君) 只今のお尋
ねでございませぬが、政府ではさように
は考へておりませぬ。できました法律
は必ず実行いたすのは当然でありま
して、さようなことは考へておりませ
ぬ。

○藤原道子君 それではさういふこと
を公言した人がありました。それなら
ば、それに対してどう処置されます
か。

○政府委員(平澤長吉君) 只今私の知
つておる限りにおいては、さような公
言したものはないと私は心得ておりま
す。

○藤原道子君 いや、政務次官はない
と言われる。私はありと言ふ。若しあ
つた場合にはどうされるか。

○政府委員(平澤長吉君) そのときに
は今藤原委員からお話がありました
が、調査をいたしました。そのことが
真実であるとすれば、その場合におい
て処置をいたすようにいたします。

○藤原道子君 それから今一つお伺い
いたしたい。いつも我々が作つた法律
は省令であるとか、施行細則において
非常に精神が歪められて困る。だから
今回のこの省令であるとか、施行細則
は至急に作るが、その作つたものは
我々と連絡を以て決定するということ
が岡く委員会では決定になつておりま
すが、その後相当に日時を経過いたし
ておりますが、この看護婦法は日本
の医療行政の上に非常に重大な影響が
あるという立場から、私たちは真剣
に、それこそ職を賭すまでの決意を

以て、あの法案の通過を圖つたのでご
ざいませぬ。ところが相当の日時を経過
いたしました。ところがその後厚生省はど
うに進められておられるか。

○政府委員(久下勝次君) その後の経
過につきまして、私からお答を申上
げます。主として新法律の施行につ
きまして、問題になります点は認定講習
の実施の点でございませぬ。これにつ
きましては、一方におきましては、私ども
もいたしましては、国会におきまして
いろ／＼御要望のあつた点を十分尊重
いたしました。具体的な実施の案を作
りたいと思つておるのであります。同
時に又このことは、これを実施いたし
ますために予算の執行関係がございま
す。財務当局との打合せをいたさなけ
ればなりません点がございまして、只
今まで若十日時が延びましたのは、主
としてこのあとのほうの財政上の点を
め日時を要したのでございませぬ。これ
も大体目鼻はつきりましたのでございま
して、今週の後半、もう一兩日のうち
に、皆さんに私どもの具体的な案を御
相談申し上げ得る段階になると考へてお
ります。

○藤原道子君 私は金子課長にお伺い
いたしたいと思ひます。聞くところ
によりますと、先日行われました三婦協
会の総会におきまして、あなたの課の
人、そして又看護婦審議会の人、又三
婦協会の幹部の人、これらの人が私た
ちを非常に侮辱する言辭を弄されてお
る。先ず第一に、私たちが労働組合の
人々におだてられて、婦人議員が労働
組合員におだてられて、ああした下ら
ない法律の改正をやつたのだというよ
うなことを言われておる。私たちは少

なかつたと言われておりますけれども、私のところへ来ておりますいろいろな書類などを見ても、ここに二、三ございませぬが、某国立病院、こゝでも厚生省へ行つて聞いたところが、若し国家試験を受けなければならぬ、だから国家試験を受けた方がいいと言われた。某日赤のかたが、やはりこれも厚生省へ行つて看護課で聞いたところが、講習は非常にむずかしいのだ、而も費用は個人負担になるのだから国家試験を受けた方がいい、一つ／＼看護課では国家試験を受けることを強要しておられるということになりますと、私は行政官庁がそういう考えでいられるならば、立法府とはつきり意見が対立するのです。大事な看護婦の問題、日本の医療の問題等を考えまするときに、そういう考え方でどこまでも押し進められて行かれるならば、私たちが重大なる決意をしなければならぬ。そういうことも言つた覚えがないと否定されるのでございませぬが、若し否定されるならば、又それだけのことをしなければならぬ。久下さんにも一回くどいようですが、お伺いいたしま

す。ただこういう事実があつたのでございませぬ。看護婦制度審議会というものが、御承知の通り昨年の九月から審議をいたしておりましたけれども、この審議会には関係方面の看護人制度の関係者が常に出席をいたしておりました、そして折に触れ意見を述べたりいたしておつたことは事実でありますので、審議の経過等につきましても、十分そういう関係者が承知しておられたようでありまして、従つてこの問題につきましても、非常な関心を持つておつたということは事実でございませぬ。そういう意味合におきまして、国会の御審議がどうなつておるかということも、恐らく自発的に聞きたいという意味でさうな事柄があつたのではないかと想像いたしたのでございませぬ。私どものほうから、自分たちの案を通さんかために、かような措置を講じたというところは絶対なかつたということをお承知承頂きたいと思ひます。その後におきましてこの制度の実施につきましても、御引倒になりましたような発言が私どものほうの職員によつてなされたというお話でございませぬが、結論的に申上げますれば、さうなことを申すはずはないと思ひます。又このことは午前中にも申上げました通り、衆議院厚生委員会におきましても問題になりました点であり、調査を命ぜられております。さうなものは責任上取調べをいたしたのであります。それが、それによりましますと、お話をうなごを申しておる事実は認められないのでございませぬ。ただいろいろ／＼すでに御承知のようないきさつもございませぬし、確かに厚生省といたしま

しては、国会の御審議の際にいろいろ／＼と強い意見を申上げましたような事情もあることは事実であります。これらの経過の説明を求められましたが、この際、不注意に只今おつしやいませぬ。たよりの誤解を招くような言辭のありましたことは、大変申し訳なく思つておりますのであります。併しながら、これも今申上げました取調べに際しまして、本人の意思を質してございませぬ。ただよるな気持は持つてございませぬ。ただ言葉の使い方等に不適当なところがあり、そのためにいろいろ／＼外部のかたがたに誤解を生じましたことにつきましても、関係してございませぬ。本人も、それ／＼非常に恐縮をいたしておるわけにございませぬ。なお講習が非常にむずかしいということも申上げましたのは、これは講習をするために予算の獲得をすることが非常に困難であるという意味で申上げたのでございませぬ。予算を獲得することが非常に困難であること、従つて一時に多数のかたがたの認定講習をするということに非常なむずかしさがあるというやうな意味では申しておることは事実であります。それ以外の意圖を以つて何ごとも申しておりませぬのであります。これなどもさうな意味で申したことは疑われるのでありますけれども、お聞きになるかた／＼が、或いはお聞きやうによりましては、誤解を生じたのではないかと懸念をいたしました。さういふことがお耳に入りましたことにつきましても、大変恐縮をいたしておるやうな次第であります。

○藤原道子君 私は不満でございませぬ。私は決して看護課をいじめるとか、何とかいう意圖では毛頭ないのでございませぬ。私たちが看護法改正を審議いたしましたのは、全くのところ、日本の医療行政と職業戦線に立つ人々の待遇というやうなことから、本當に真剣に考えたのでございませぬ。でございませぬ。今私たちの耳に入つておりますことは、私だけなら我慢しませぬけれども、参議院の厚生委員会を侮辱した言葉になるから、私が今日取上げたわけなのでございませぬ。で、私はなお私自身のごとくまぎらわしい言葉の中にも、こういうことを言われておるは大したものじゃない、これからの選挙にはよほど気を付けて選ばなければ駄目だ、婦人議員の頭の程度はよくわかつた、こういうことさえ放言されておる。併しこれは婦人議員ですから、特に私でございませぬ。私から、私がかたから言われたのだと思つて締めれば済むけれども、殊に参議院の厚生委員会、小委員会の中には中山博士もおいでになる、有馬さんもおいでになる。こうした非常に人格の高い国会議員を指して、労働者に踊らされたのであるとか、作つた法案が下らないとか、各種のことが言われておることは私聞捨てならないのでございませぬ。けれども、あなたが飽くまでもそんなことと言わないとおつしやる、一方的なことだけお聞きになつて、言わないと断定されるあなたのお言葉に私は不満なのであります。このことに対して、私は厚生省に対して不満な点も多々ございませぬ。今日大事な法案審議の前にも、たつて私が余り時間をとりませぬ。私にはどうも言わない、聞き違ひだといふふうにおつしやるのでございませぬが、聞き違ひであつたならば、私は謝罪いたしますけれども、私にはそれは思えない、部下を守りますのが、上司として当り前でございます。けれども、失敗があつた場合には率直に認めて、今後そういうことがないようになさいませぬ。私は本當の道じやないかと思ひます。私はこの点について非常に今日の御答弁は不満でございませぬ。

○委員長(山下義信君) 次長に委員長として申上げて置きますが、只今藤原委員の御議論はお開の通りでございませぬ。それで若しこの問題について十分御調査になりまして、なお明確に御説明になりましたら、速かに御説明を願ひたいと思ひます。立法府と行政府との間の好ましからぬやうな状態として発展いたしますと、事重大になつてはいかんと思ひますから、さういふことにならませぬ前に、明確に事実を御調査に相成りまして、いづれ適当な機会に御説明になりますように委員長として希望いたします。

○委員長(山下義信君) 日程に従ひまして、覺せい刑取締法案を上程いたします。先ず発議者としたしまして、中山議員から提案の理由の御説を願ひます。

○中山議員君 只今提案されました覺せい刑取締法案の提案理由を御説明申し上げます。ヒロポン、プロポン、アブチン等の商品名によつて代表されております

せい、劑は、その薬理作用として中枢神経興奮作用、血圧上昇作用を有する点から、本来はナルコレプシー（睡眠発作）、麻痺、催眠劑の急性中毒、抑うつ症、一部の低血圧症等の治療用として、又健康者の能率増進、疲労回復の目的に使用されるべきことを意圖して製造されたものであります。然るに覺せい劑は、習慣性となる性質を持つており、その過度の造用を続けると、いわゆる覺せい劑中毒症を呈し、全般的に刺激性衰弱というような疲労状態から幻覺を伴う精神もろろ状態に發展し、遂には覺せい劑中毒による精神病へと移行する反面の弊害を伴つておるものであります。

我が国における覺せい劑の普及は、不幸にして前者の正しい使用の道を選ばず、防止すべかりし後者の弊害への道を歩み、折角製造者が目指した医療界への貢献の努力は、逆に社会を毒する結果となる思わざる方向へと進みつつあるものであります。今日覺せい劑の使用は、医療目的より、むしろ覺せい劑耽溺者が自己の快感を満足させるための使用、又青少年が好奇心を満たすための使用、或は麻薬中毒者が麻薬の代用に当てるための使用がその大部分を占めておる状態であり、その結果たんに通用品個人の健康状態が破壊されて行くばかりでなく、それらの中毒者は覺せい劑の獲得費用を得るために、又覺せい劑中毒による幻覺、妄想に駆られて、犯罪行為に出ずる例が次第にその数を増して社会的問題を惹起して参つたのであります。専門家の調査によりますと、覺せい劑中毒者の七五％は中毒性精神病へ移行すると言われ、又統計によりますと、東

京警視庁管内のみで青少年の覺せい劑に關連する犯罪は昨年度三千件を數え、中毒者は青少年三万人、成人を加えると六万人と推定されておるのであります。その弊害が目に見えておるにもかかわらず、あえてそれを運用せざるをえないのは、性格的に弱点を持つ人々の責任であつて、薬品自体の責任ではないのであります。その濫用が社会悪の根源ともなるに至りますと、医薬品本来の存在目的も、より強い青少年の教育目的、犯罪予防の目的にその席の一部を譲らざるを得なくなるのであります。

これらの弊害を防止せんとして、主管省においては現行の薬事法規の許す範囲において、できるだけの努力を払つて来たのであります。即ちその製造面におきましては、先ず一般の使用に便利な錠劑、散劑の製造を禁止して注射液のみを許可し、更に製造劑当劑と射液の進んで一昨年の十月二十七日から製造者の全面中止の勧告を行なつてきたことは、劇薬及び薬事法第四十一条七号の医薬品に指定することによつて医師の処方せん、指示書によらない譲渡を禁止し、薬品の表示書に習慣性となる旨、医師の指導によつて使用すべき旨を記載せしめることによつて使用者の注意を喚起することに努めて来たのであります。併しながら、これらの措置の根拠となつておる薬事法は、もとゞゞ医薬品が使用者の責任において正しく使用すべきことを前提として、不良医薬品の取締を内容としておるのでありますので、今回の覺せい劑の場合のように、使用者の誤まつた使用によつて混乱を来たす場合のことまでは予定もせず、又規定もしてない

のであります。従つて二年に亘る行政官庁、製造業者、販売業者の折角の協力にもかかわらず、密造、横流し、不当使用はその跡を絶たず、中毒者を千にもつれたら、教育者その他青少年の補導に当る人々を中心として、覺せい劑の根本的取締を要する世論はいよいよ高くなつて参つて来たのであります。この世論に答へようとして、昨秋から本年に亘つて漸く參議院厚生委員会で得ました成案が、この覺せい劑取締法案であります。覺せい劑は、その医療上の効用を有しながら、その習慣性の故に弊害をもたらす点において麻薬と似ておりますので、大きな流れを麻薬取締の方法に準ずることとし、覺せい劑の特異性と、麻薬取締法運用上の経験から生れる手續上の改善とを織り込んで、この法案を構成いたしました。

次に、法案の内容の骨子を申し上げます。第一に、覺せい劑の用途を医療用と學術研究用のみに限定することといたしました。従つてその製造もこの二つの用途に必要な數量に制限することとし、輸入は禁止することといたしました。製造された覺せい劑を政府発行の証紙によつて封入することと相付つて、必要以外の覺せい劑がはんらんすることとなるのであります。第二に、覺せい劑を取扱得るものについては指定制をとる製造業者、医療機関、研究者について、それらその施設ごとに資格のあるものを指定することといたしました。そしてこの指定を受けた者の間においてのみしか覺せい劑を譲り渡し、譲り受けることができなことをいたしました。使用數量の僅少なことを横流しの防止のため

に販売業者の段階を認めず、製造業者から直接医療機関又は研究者の手許へ流すことといたしました。このことは次に述べます所持禁止の原則と相付つて、不正覺せい劑の摘発を容易に可能ならしめることとなるわけであります。第三に、一般的な所持禁止の原則をとり、右に述べました取扱者とその業務上の補助者、郵便又は運送の業務に従事する者、医師から施用を受ける病人の看護に当る者だけが覺せい劑を所持できることといたしました。これによつて現在取締細りの盲点となつておりました不正所持が、直接規律の対象となるわけであります。

第四に、譲渡、譲受に當つては都道府県発行の譲渡証、譲受証の記入、交付を要件とし、又医師が施用のために交付する場合には一定事項を記入の上、医師の署名のある証明書を交付することを要件として合法的に動いた覺せい劑の証明手續を規定しております。第五に、経過措置として、公布と施行との間に一カ月の余裕を置き、その間に製造業者、医療機関、研究者の指定を行うこととし、又施行後一カ月を限つて法施行当時所有している覺せい劑を指定を受けた製造業者、医療機関、研究者に対して譲渡ができることといたしました。即ち公布の後二カ月の間にそれら処置されることを予定しておりますので、この法律による全面的な取締りは公布後二カ月を経過してから行われることになるわけになるわけであります。

上御賛成を賜りますようお願い申し上げます。○委員長（山下善信君） なお法制局中原課長から、要点につきまして補足的御説明をお願いいたします。

○法制局参事（中原武夫君） 法案に即して御説明をいたします。この法案の具体的な規定は、殆んど第三章の禁止及び制限、十三條から二十條に亘る條文の中に含まれておりますので、それを中心といたしまして、それに関連のあるその他の條文を拾いながら御説明申し上げます。

第一章におきましては、第二條が関連がございまして、第二條では用語の定義がございまして、ここに掲げられております二号から四号までの覺せい劑製造業者、覺せい劑施用機関、覺せい劑研究者、これだけが覺せい劑を正当に取扱得るものになるわけでございます。麻薬の場合には十一段階の取扱者が規定されておりますが、この法案におきましては、覺せい劑製造數量が非常に少くなりまして、麻薬と違ひまして、現在氾濫をして濫用の弊に悩まされております関係から、特に横流しを嚴重に取締る必要が、あると考へまして、販売業者の段階を認めないことといたしましたのであります。従ひまして覺せい劑製造業者は一般の薬事関係の製造業者と違ひまして、製造と譲り渡すことと両方を業とすることになるわけでございます。第三條には指定の要件が規定されております。この法案におきましては、取扱者の指定を麻薬の場合のように一身専屬的な免許という構成にいたしませんで、主として施設を対象とした指定ということにいたしましたのでござ

製造業者が割当の範囲内で製造した覚せい剤は政府発行の証紙で封入をする、事実上この封入証紙の発行、交付数量によつて製造業者がむやみに量を越えて作ることは防止されるかと思ひます。証紙による封入のない覚せい剤が動いておる場合は、それは不正な覚せい剤であるということがわかることになるわけでありませう。二十二條、二十三條は麻薬の場合と大体同様であります。それから二十四條、二十五條は指定の効力がなくなつた場合に必ず覚せい剤は横流れをしないように、それから公衆衛生上危険な状態で処分がなされないように、指定の失効後における覚せい剤の処置方法を規定した規定でございます。

二十六條、二十七條から第五章全部、それから第六章につきましても、別に御説明を申上げることがございませぬ。

第七章は、この法案におきます義務規定はいずれも罰則を伴つておりますから、国又は地方公共団体が開設しております覚せい剤施用機関における義務違反につきましても、罰則が国又は地方公共団体へかかることになるわけでありませぬ。その罰則を管理者へ転移させる必要がございますために義務者の変更を規定いたしましたのであります。三十八條、三十九條、四十條及び第八章罰則の全部、これについては特に御説明を申上げることがございませぬ。

○委員長(山下義信君) この際御質疑をお願いいたします。

○藤原道子君 この覚せい剤の問題につきましても、当委員会でもその弊害の重大性に鑑みまして、いろいろと慎重に研究して来たのでございませぬが、

私たちがむしろ全面的に禁止したいという意向でございませぬが、皆様かたが御苦心の結果、これだけの法案をおまとめ頂きまして、その点御苦労のほどは感謝いたすのでございませぬが、ただこの際、二点お伺ひいたして置きたいと存じますのは、従来でも医師の処方なければ交付はできないということになつておりましたけれども、そのことが守られないで随分問題を起して来たわけでございます。社会不安、社会悪を助長して参りました問題でございませぬが故に、慎重を期したいと存じますのでございませぬが、この第二十一條に「覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を厚生省令の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならぬ」と相成つておりますが、この証紙にはナンバーでもお打ちになるようなお考えでございませぬか、ただ厚生省で定められた証紙、厚生省の検定証紙であるということになるお考えでございませぬか、その点をちよつとお伺ひいたします。

○法制局参事(中原武夫君) 別にナンパーを打つ予定はございませぬ。証紙だけで封入をさせることで十分だという打合の下に、この條文は書かれたのであります。

○藤原道子君 私は心配し過ぎるかと思ひますが、ナンパーを打つぐらゐに嚴重にしなければ、この法案でもまだ裏をくぐる盲点があると思ひます。従ひまして、この点は私その点を希望したいと思ひますのでございませぬ。それからこの十四條でございませぬけれども、覚せい剤は医師でなければ処方せられないで、医師が直接に施用するというふうに向つていたのでございませぬが、一施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を所持してはならない。となつておりますけれども、施用のために交付を受けるというふうな病状はどういう場合に必要なんぞございませぬか。先だつての公聴会その他でも医薬の上には必要はない、むしろ社会悪を考へるならば禁止してもいい薬であるということさえ私は聞いていたのでございませぬが、医師が直接打つというふうな場合は、精神病その他でわかるのでございませぬけれども、医師から交付を受けるというふうな病状はどういう病状でございませぬか。

○政府委員(藤松一郎君) 私提案者でございませぬけれども、説明のためにちよつと申上げて置きますが、ちよつと先ほどのことを申上げます。先ほどの問題でございませぬ。例の封緘ですが、封緘に番号を打つか打たないかという問題、これは実は只今非常に嚴重に取扱つております麻薬におきましても、番号というものは打つてないのでございませぬ。併しその中には、あれはレットテルでございませぬ、レットテル目に製造番号というものを打つのでございませぬ。大体これにつきましても製造番号を打たせる考えでございませぬと申しますわけは、次の御質問と関連するのでございませぬけれども、これは大体先ほど中山委員の提案理由の説明にもございませぬが、今日我々は錠剤とか、或いは粉末とか、飲むものでございませぬ、これは一切造らしてございませぬし、又今後も造らさずつもりはなないのでございませぬ。で、大体におきま

して、この取締の対象になりますのは結局注射薬になつております。注射薬はこういう場合に使うかと申しますと、これも提案理由の中に説明がございませぬように、何か特別に医師さんが見て、これは必要ときに刺すわけでございます。従ひまして、この交付でございますというふうなことになるかと申しますれば、まあお医者さんが見て看護婦に預けて置くとか、或いは次の日に来るまでに置いておくとか、或いは自分がおらん間に附添の看護婦に注射せよというふうな程度だと、私は了解いたしておるのでございませぬ。

○藤原道子君 そういふことになりますと、この医療の上に相当量必要とお考えになるのでございませぬ。どうし考へたにございませぬけれども、研究用といふことに、この間いろいろと私も納得いつたのでございませぬけれども、専門家を公述人としてお出で願ひました際にも、医療の上から必要なものは極く微々たるものであるといふように、だからむしろ私たちが社会悪等を考へるならば、ないほうがいいと思ひます。お医者さん自身も言つておいでになつたぐらいでございませぬが、この法案を見ると非常に医療に当りしなぐちやならないように思ひますのでございませぬが、相当数必要なのでございませぬかといふことを、私くども伺ひますのは、お医者さんを信用しないわけではございませぬけれども、今までも随分いろいろないかがわしいことがあつたのでございませぬから、非常に心配なのでございませぬ。私昨日も京都へ行つたのでございませぬが、京都の昨晩の夕刊にも覚せい剤患

者を強制収容された、その数が突に莫大なのでございませぬ。こういう中毒患者といふものはあらゆる手立てをして手に入れることに努力されるだろうといふようなことを考へますと、念には念を入れたいのでございませぬ、その点ちよつと申上げて置きます。

○政府委員(藤松一郎君) 勿論私も聞いておりますが範囲におきましても、医療上に実際に必要とする量は極めて微々たるものであると存じます。併しながらこれも提案理由の説明の中にございませぬけれども、このもの自身が決して悪いのではなく、このもの自身は世界的に申しましても薬としてどこにでも通用しておるのでございませぬ。例えはアメリカにいたしましても、イギリスにいたしましても、薬として最も認められておりますところの薬局方というものがございませぬが、これにちよつと載つておるのでございませぬ。その意味におきましても、薬としての存在理由はやはりあると、こう考へております。併しながら突際において医療面に使用される量は極めて少い、少いのでありますけれども、或る程度のもはやはり必要であるとすれば、この程度は取締り、即ち只今仰せになりましたような中毒患者が非常に多いといふか、そういう点が一番大きいのでございませぬ、而もそれを取締することは現在の薬事法におきましても、只今中原課長からも説明がございませぬように非常に困難なのでございませぬ。その意味におきましても、こういう法案が出ることにございませぬ、恐らく只今仰せになりませぬ不安並びに心配といふものは解決できると、私はこう感じ

者でございませぬ。どういふ中毒患者といふものはあらゆる手立てをして手に入れることに努力されるだろうといふようなことを考へますと、念には念を入れたいのでございませぬ、その点ちよつと申上げて置きます。

に天氣が悪いという特別な場合を除いては、到着したならばすぐ検査を開始してやらなければならないという規定でございます。但し夜分は船舶につきましては危険でございますので、夜間検査は特別な場合を除いては行わないという規定でございます。第十一條以下が検査の具体的な措置が規定されているのでございまして、第十一條は名簿、目録、書類、船のいろ／＼な事項につきまして記載いたしました書類を検査所長に提出するという規定でございます。第十二條は検査所長が船に乗つておる者或いは航空機に乗つておる者についていろ／＼質問をすることができるといふ規定でございます。第十三條はそういう者に対して診察、検査をすることができるといふ規定でございます。又船舶の衛生状態を検査することができるという規定でございます。第十四條は伝染病に汚染しておるか、或いは汚染した疑いのある船舶等につきまして、いろいろ措置を講ずることができるといふこととでございます。第一号は患者を隔離すること、第二号は接触者を隔離すること、第三号は病室に汚染したものを消毒したり、廃棄したりすることができるといふ規定でございます。第四号は死体火葬に関する規定でございます。第五号は汚染したものの使用禁止、制限移動禁止の規定でございます。第六号はねずみ族及び虫類を駆除するといふ規定でございます。第七号は必要と認める者に対して予防接種を実施するといふ規定でございます。第十五條は只今申上げました患者隔離についての細部に亘つての規定でございます。第十六條は先ほど申上げました第十四條の一項の二号の接触者を停留するといふことについての細部の

規定でございます。第十七條は検査済証の交付に関する規定でございます。以上、外国から参りました船舶などを検査いたしましたして、伝染病がこつちへ媒介される心配がないといふことが明らかになりました場合には検査済証を渡すといふ規定でございます。一旦この検査済証をもらいましたならば、国内のどの港に行つてもいいといふこととでございます。第十八條は仮検査済証の交付に関する規定でございます。これは先ほど提案理由の説明のときにもございまして、新らしい規定でございます。出航地の状態などから考えまして、大体十中八、九伝染病が入る慮れないといふようなときには仮の検査済証を渡しまして、一応船舶の運航を続けさせる。そして万一患者が出た、或いは検査の結果黒と出たといふような場合には、その検査済証を失効させて、又元の検査に戻すといふこととでございます。第十九條は仮検査済証の失効に関する規定でございます。第二十條はねずみ族の駆除などをいたしました場合にその証明書を交付する規定でございます。第一項がねずみ族の駆除をいたしたときの証明書の交付、第二項が予防接種を実施いたしましたときの証明書の交付の規定でございます。第二十一條は緊急止むを得ない場合に指定された港以外にも入り得るといふ規定でございます。第二十二條は軍用艦船、軍用航空機に関する規定でございます。これは別に法律で定めて頂きたい。そういうふうな法律で定めておられます。第二十三條は海上保安庁の艦船などに関する規定でございます。これは密入国者に対する措置などをいたします場合に特例の規定

を設けられているわけでございます。以上で第二章を終りまして、第三章の第二十四條は検査伝染病以外の普通の法定伝染病が發生いたしました場合の応急措置を検査所長にやらせるといふ規定でございます。第二十五條はねずみ族の驅除が十分行われていないといふようなときに、そのねずみ族の駆除を行ふといふ規定でございます。第二十六條はこれは船舶或いは航空機のほうの側から申請をされまして、検査をしてくれとか、或いは予防接種をしてくれとかいふことを申請をされまして、場合に、本来の業務に差支えない範囲内において検査所長に交付してやることとできるといふ規定でございます。第二十七條は検査を実施いたしました港などのねずみ族の駆除或いは清掃、消毒といふようなことを應急的に検査所長が行ふことができるという規定でございます。第四章は雜則でございます。二十八條は検査官といふ職名に關しましての規定、二十九條は立入り権限に關する規定、三十條は権限の解釈に關する規定でございます。第三十一條は検査職員に關する規定でございます。第三十二條は実費の徴収に關する規定でございます。またこの類は細かくは只今検討中でございます。決定はいたしておりません。第三十三條は費用の支弁及び負担に關する規定でございます。第三十四條は検査伝染病以外の伝染病につきまして、例えばインフルエンザ、回歸熱といふような伝染病が外国に流行いたしましたといふ場合に、それが国内に持ち來たされることを防ぎますために、政令で一年間の期間を限つて

この法律を準用するといふ規定でございます。第三十五條から第四十條までは、只今までに御説明申上げましたそれ／＼の諸規定に違反をいたしました場合、又質問等を拒否いたしました場合、或いは虚偽の答弁をいたしましたといふときに、それ／＼の罰則がございまして、それを一まとめにしてあるのでございまして。第四十一條は省令委任に關する規定でございます。最後の附則でございますが、これは本法と他の法律との關係或いは経過規定等に関する規定でございます。なお本法の施行期日は本法を世界に周知させる必要がございまして、一定の猶予期間を置きまして、若し御可決になりましたならば、昭和二十七年一月一日から実施したい、こゝろいふふうに考へておるわけでございます。以上甚だ簡単でございますが、逐條的に御説明申上げた次第でございます。

○委員長(山下義信君) 本案の審議は他日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山下義信君) 本日はこれを以て散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。
午後三時二十二分散会
出席者は左の通り。
理事 山下 義信君
委員 小杉 繁安君
井上 なつゑ君
有馬 英二君
石原 幹市郎君
中山 壽彦君
政府委員 厚生政務次官 平澤 長吉君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省医務局長 久下 勝次君
厚生省薬務局長 慶松 一郎君
事務局側 常任委員会専門員 草間 弘司君
常任委員会専門員 多田 仁巳君
法制局側 常任委員会専門員 多田 仁巳君
参事(第一部 第一課長) 中原 武夫君
説明員 厚生省医務局長 金子 光君
臨時医薬制度調査会副会長 藤林 敬三君
証人 五月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、生活保護法の一部を改正する法律案
一、児童福祉法の一部を改正する法律案
一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
生活保護法の一部を改正する法律案
生活保護法(昭和二十五年法律第

百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「雜則(第八十一條—第八十四條)」を「雜則(第八十一條—第八十六條)」に改める。

第十九條を次のように改める。

(実施機関)

第十九條 都道府県知事、市長及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村長は、左に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならぬ。

一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

三 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行ふものとする。

三 第三十條第一項但書の規定により被保護者が收容された場合においては、その收容の継続中、その者に対して保護を行ふべき者は、その者の收容前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

四 前三項の規定により保護を行ふべき者(以下「保護の実施機関」と

いう。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

五 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。

六 福祉事務所を設置しない町村の長(以下「町村長」という。)は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

七 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行ふものとする。

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四條第六項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において

て、要保護者に関する調査を行うこと。

第二十一條中「社会福祉事務所の設置に関する法律(昭和二十五年法律第八十二号)」を「社会福祉事業法」に改める。

第二十二條中「市町村長を「保護の実施機関、福祉事務所長」に、「市町村長及び社会福祉主事」を「これらの者」に改める。

第二十四條第一項及び第四項中「市町村長を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

六 保証の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護に関する決定をするに参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

第二十五條中「市町村長を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

三 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項に規定する保護を行わなければならない。

第二十六條第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項及び第四項中「市町村長を「保護の実施機関」に改める。

第三十條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に、同條第一項中「民法第三十四條の規定により設立した法人(以下「公益法人」という。))」を「社会福祉法人」に改める。

第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第四十七條第一項及び第四十八條第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十一條中「市町村長」を「保護の実施機関又は福祉事務所長」に改める。

第六十二條第一項、第三項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十三條中「市町村」を「都道府県又は市町村に、「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項及び第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第七十條から第七十三條までを次のように改める。

(市町村の支弁)

第七十條 市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九條第一項の規定により行う保護(同條第五項の保護を含む。)に関する左に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用(以下「保護費」という。)

第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第三項の規定により被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費(以下「保護施設事務費」という。)

ハ 第三十條第一項但書の規定により被保護者を適当な施設に收容し、又はその收容を適当な施設若しくは私人の家庭に委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下「委託事務費」という。)

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九條第二項の規定により行う保護(同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護設備に要する費用(以下「設備費」という。)

五 この法律の施行に伴い必要なその人件費

六 この法律の施行に伴い必要なその事務費(以下「行政事務費」という。)

（都道府県の支弁）

第七十一條 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 その長が第十九條第一項の規定により行ふ保護（同條第五項の規定により委託を受けて行ふ保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
- 二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九條第二項の規定により行ふ保護（同條第五項の規定により委託を受けて行ふ保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、市町村長が第十九條第六項の規定により行ふ保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備費

五 この法律の施行に伴い必要なその人件費

六 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費

（繰替支弁）
第七十二條 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生大臣

の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九條第二項の規定により行ふ保護（同條第五項の規定により委託を受けて行ふ保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

町村は、その長が第十九條第六項の規定により行ふ保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

（都道府県の負担）
第七十三條 都道府県は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の二
- 二 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八條に規定する母子寮にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設に所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の二

三 市町村が支弁した保護施設の設備費の四分の一

第七十五條 次のように改める。
第七十五條 国は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

二 市町村及び都道府県が支弁した保護施設の設備費の二分の一

三 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前條第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第七十六條 第一項中「市町村長」を「保護の実施機関」に、同條第二項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改める。

第七十七條 第一項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、同條第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第七十八條 中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改める。

第八十條 及び第八十一條 中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第八十二條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合においては、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

（保護の実施機関が変更した場合の経過規定）
第八十三條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関の変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附則
（施行期日）
一 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一條から第四十三條まで及び第四十五條の改正規定は、同年六月一日から施行する。
二 第八十三條の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。
三 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所长とみなす。
四 第四十一條の改正規定の施行の際現に認可を受けて保護施設を設置する公益法人が、引き続きその保護施設を設置するときは、昭和二十七年五月三十一日までは、その保護施設は、この法律による改正後の第四十一條に基いて認可された保護施設とみなす。

児童福祉法の一部を改正する法律
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四節 児童相談所」を「第四節 児童相談所、福祉事務所及び保健所」に改める。
第六條中「親権者（親権者のないときは、後見人とする。以下同じ。）」を「親権を行う者、後見人」に改める。
第十一條第二項中「必要な注意を与える」を「専門的技術に基いて必要な指導を行う」に改め、同條第四項を次のように改める。
児童福祉司は、第二項の職務に關し、児童相談所長の指揮監督を受ける。
第十一條の次に次の一條を加える。
第十一條の二 児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、左の各号の一に該当する者の中から、これを任用しなければならない。
一 厚生大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者
二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学、教育学又は社会学を専修する科目を修めて卒業した者
三 医師
四 社会福祉主事として、二年以

五 上児童福祉事業に従事した者
前各号に準ずる者であつて、
児童福祉司として必要な学識経
験を有するもの

第十二條第二項中「児童福祉司」の
下に「又は社会福祉事業法（昭和二
十六年法律第四十五号）に規定する
福祉に関する事務所（以下「福祉事
業所」という。）の社会福祉主事」を
加える。

第十四節 児童相談所を「第四節
児童相談所、福祉事務所及び保健所」
に改める。

第十五條第二項を削り、同條の次
に次の一條を加える。

第十五條の二 児童相談所は、児童
の福祉に関する事項について、主
として左の業務を行うものとする。

- 一 児童に関する各般の問題につ
き、家庭その他からの相談に応
ずること。
- 二 児童及びその家庭につき、必
要な調査並びに医学的、心理学
的、教育学的、社会学的及び精
神衛生上の判定を行い、並びに
これらの附随して必要な指導を
行うこと。
- 三 児童の一時保護を行うこと。
- 四 児童相談所は、必要に応じ、巡
回して、前項第一号及び第二号の
業務を行うことができる。

第十六條第四項中「相談又は鑑別」
を「業務」に改め、同條第二項を削
り、同條の次に次の一條を加える。
第十六條の二 児童相談所の所長及
び所員は、事務吏員又は技術吏員
とする。
所長は、左の各号の一に該当す

る者でなければならない。
一 医師であつて、精神衛生に関
して学識経験を有する者

二 学校教育法に基く大学又は旧
大学令に基く大学において、心
理学を専修する科目を修めて卒
業した者

三 二年以上児童福祉司として勤
務した者又は児童福祉司たる資
格を得た後二年以上所員として
勤務した者

四 前各号に準ずる者であつて、
所長として必要な学識経験を有
するもの

判定を掌る所員の中には、前項
第一号に該当する者又はこれに準
ずる資格を有する者及び同條第二
号に該当する者又はこれに準ずる
資格を有する者が、それぞれ一人
以上含まなければならない。
相談及び調査を掌る所員は、兒
童福祉司たる資格を有する者でな
なければならない。
第一章第十八條の次に次の二條
を加える。

- 第十八條の二 福祉事務所は、この
法律の施行に関し、主として左の
業務を行うものとする。
- 一 児童及び妊産婦の福祉に関
し、必要な実情の把握に努める
こと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関す
る事項について、相談に応じ、
必要な調査を行い、及び個別的
に又は集団的に、必要な指導を
行うこと並びにこれらに附随す
る業務を行うこと。

事務所長（以下「」）に必要な調査
を委嘱することができる。
第十八條の三 保健所は、この法律
の施行に関し、主として左の業務
を行うものとする。

一 児童及び妊産婦の保健につい
て、正しい衛生知識の普及を図
ること。

二 児童及び妊産婦の健康相談に
応じ、又は健康診査を行い、必
要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育
について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の
改善その他衛生に関し、必要な
助言を與へること。
第二十一條の次に次の二條を加え
る。

- 第二十一條の二 保健所長は、身体
に障害のある児童につき、診査を
行い、又は相談に応じ、必要な療
育の指導を行わなければならない。
- 保健所長は、身体障害者福祉法
（昭和二十四年法律第二百八十三
号）第十五條第四項の規定により
身体障害者手帳の交付を受けた兒
童（身体に障害のある十五歳未満
の児童については、身体障害者手
帳の交付を受けたその保護者とな
る。以下同じ）につき、同法第十
六條第二項第一号又は第二号に掲
げる事由があるとき認めるときは、
その旨を都道府県知事に報告しな
なければならない。
- 第二十一條の三 都道府県知事は、
身体障害者手帳の交付を受けた兒
童に対し、盲人安全つえを交付

し、又は補聴器、義し、車椅子等
の補装具を交付し、若しくは修理
することができる。

都道府県知事は、必要があると
きは、前項に規定する補装具の交
付又は修理に代えて、その購入又
は修理に要する金銭を、本人又は
その扶養義務者が負担することの
できる額を控除して支給すること
ができる。

第二十二條中「市町村長は、保健
上必要があるにもかかわらず、経済
的理由により、入院助産を受けるこ
とができない妊産婦を」を「都道府
県知事、市長及び福祉事務所を管理
する町村長は、それぞれその管理す
る福祉事務所の所管区域内における
妊産婦が、保健上必要があるにもか
かわらず、経済的理由により、入院
助産を受けることができないと認め
るときは、その妊産婦を」に改める。

第二十三條中「市町村長は、保護
者が」を「都道府県知事、市長及び
福祉事務所を管理する町村長は、そ
れぞれその管理する福祉事務所の所
管区域内における保護者が」に改め
る。

第二十五條中「児童相談所又はそ
の職員」を「福祉事務所又は児童相
談所」に改め、同條の次に次の一條
を加える。

第二十五條の二 福祉事務所長は、
前條の規定による通告又は第二十
六條第一項第三号の規定による送
致を受けた児童及び相談に応じた
児童、その保護者は妊産婦につい
て必要があると認めるときは、左
の各号の一の措置をとらなければ
ならない。

一 第二十七條の措置を要すると
認める者並びに医学的、心理学
的、教育学的、社会学的及び精
神衛生上の判定を要すると認め
る者は、これを児童相談所に送
致すること。

二 児童又はその保護者をもその福
祉事務所の社会福祉主事に指導
させること。

三 第二十二條から第二十四條ま
での措置を要すると認める者
は、これをそれぞれの措置権者
に報告し、又は通知すること。

第二十六條第一項前段中「前條の
規定による通告又は少年法第十八條
第一項の規定による送致を受けた兒
童」を「第二十五條の規定による通
告を受けた児童、前條第一号又は少
年法（昭和二十三年法律第六十八
号）第十八條第一項の規定による送
致を受けた児童及び相談に応じた兒
童、その保護者又は妊産婦」に改め、
同項後段を削り、同項に次の二号を
加える。

- 三 前條第二号の措置が適当であ
ると認める者は、これを福祉事
務所に送致すること。
- 四 第二十二條から第二十四條ま
での措置を要する認めるときは、
これをそれぞれその措置権
者に報告し、又は通知するこ
と。

第二十七條第一項中「少年法第十
八條」を「少年法第十八條第一項」
に改め、同項第二号中「児童福祉司」
の下に「社会福祉主事」を加え、同
項第三号中「里親（保護者のない兒
童又は保護者に監護させることが不
適当であると認められる児童を養育
することを希望する者であつて、都

道府県知事が適当と認める者をいう。以下同じ。」の下に「若しくは保護受託者（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童で学校教育法に定める義務教育を終了したものを自己の家庭に預り、又は自己のもとに通わせて、保護し、その性能に応じ、独立自活に必要な指導をすることを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 家庭裁判所の審判に付するところが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

第二十七條第三項中「親権者があるときは、」を「親権を行う者（第四十七條第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）」又は後見人があるときは、に、「その親権者を」「その親権を行う者又は後見人」に改め、同條に次の三項を加える。

第一項第三号の保護受託者に委託する措置は、あらかじめ、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定めて、これをとらなければならぬ。

都道府県知事は、委託の期間が満了したときは、更に、児童の同意を得、且つ、一年以内の期間を定めて、児童の保護を保護受託者に委託することができる。

都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更し、又は前項の措置をとる場合に

は、児童相談所長の意見を開かなければならない。

第二十七條の二中「又は児童相談所長」を削る。

第二十八條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改め

第三十條第一項中「親権者」を「親権を行う者又は後見人」に改め、同條第三項中「児童相談所、」の下に「福祉事務所、」を加え、同條第四項中「里親」の下に「保護受託者」を加える。

第三十一條本文中「厚生大臣又は」を削り、同條但書を次のように改める。

この場合においては、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聞かなければならない。

第三十二條に次の一項を加える。

都道府県知事又は市町村長は、

第二十二條から第二十四條までの措置をとる権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

第三十三條の次に次の三條を加える。

第三十三條の二 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四條の規定による親権喪失の宣告の請求は、同條に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三條の三 児童相談所長は、親権を行う者及び後見人のない児童について、その福祉のため必要

があるときは、家庭裁判所に対し後見人の選任を請求しなければならない。

第三十三條の四 児童の後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法等八百四十五條の規定による後見人の解任の請求は、同條に定める者の外、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十四條第三項を削る。

第三十九條第一項中「その乳兒又は幼兒」を「保育に欠けるその他の児童」に改める。

第四十三條中「指導」を「指導又は援助」に改める。

第四十五條中「並びに里親の行う養育を、」里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護」に改める。

第四十六條第一項中「及び里親」を、里親及び保護受託者」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十六條の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長からこの法律の規定に基づく措置のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならぬ。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、命令の定めるところにより、都道府県知事の許

可を得なければならない。

児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができ

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 養護施設、精神薄弱児童施設、盲ろうあ児施設、虚弱児童施設及び体不自由児童施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

教護院の長は、在院中学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

教護院の長は、前項の教科に關する事項については、文部大臣の勅告に従わなければならない。

第二項の証明書は、学校教育法により設置された各学校と対応する教育課程について、各学校の長が授與する卒業證書その他の證書と同一の効力を有する。但し、教護院の長が第三項の規定による文部大臣の勅告に従わなため、当該教護院における教科に關する事項が著しく不適当である場合において、文部大臣が厚生大臣と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院については、この限りでない。

第五十條中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第二十一條の三の措置に

要する費用

第五十條中第六号の次に次の一号を加え、第七号中「入所に要する費用」を「入所又は委託（保護受託者に受託する場合を除く。以下同じ。）に要する費用」に、「入所後の保護」を「入所後の保護又は委託後の養育」に改め、第八号中「相談及び鑑別」を「相談、調査、判定及び指導」に改める。

六の二 都道府県知事が、第二十二條及び第二十三條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する助産施設又は母子寮に入所させた者につき、その入所に要する費用を除く。）

第五十三條の二中「第五十條第六号若しくは第七号」を「第五十條第六号から第七号まで」に改める。

第五十六條第一項中「第五十條第六号及び第七号」を「第五十條第五号の二（第二十一條の三第二項に規定する費用を除く。）及び第六号から第七号まで」に、同條第二項中「児童福祉司」を「児童福祉司、社会福祉主事」に改める。

第四十條中第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二 都道府県は、左の各号に該当する場合においては、

第三十五條第二項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

第三十五條第二項の規定により、市町村以外の者が設置した児童福祉施設について、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

一 その児童福祉施設が、社会福祉事業法第二十九條第一項の規定により設立された社会福祉法人又は民法第三十四條の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基く措置を必要とする児童、その保護者又は妊娠婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるに
かかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

前項の規定により、児童福祉施設に対する補助がなされたときは、厚生大臣及び都道府県知事は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該児童福祉施設に対して、第四十六條及び第五十八條に規定するものの外、左の各号に掲げる権限を有する。

一 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。
二 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分と違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示すること。
国庫は、第一項の規定により都道府県が補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六條の三 都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付条件に違反したとき。
二 詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。
三 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。
第五十九條の次に次の二條を加える。

第五十九條の二 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合に、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第五十九條の三 町村の福祉事務所の設置又は廃止により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合において、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の措置権者がした処分その他の行為は、変更後の措置権者がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた措置に関する費用の支弁及び負担については、変更

がなかつたものとする。
第七十一條を次のように改める。
第七十一條 都の区の存する区域においては、当分の間、第八條第三項及び第四項の規定にかかわらず、第二十四條中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と読み替へるものとし、且つ、同條の措置に関する費用については、第五十六條第一項及び第二項中「市町村長」とあるのは、これを「都知事」と、第五十一條及び第五十六條第三項中「市町村」とあるのは、これを「都」と読み替へるものとする。

附則
(施行期日)
一 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十八條、第五十六條の二及び第五十六條の三に関する改正規定並びにこの法律の附則第七項の規定は、公布の日から施行し、この法律の附則第七項の規定は、同年四月一日から適用する。

(この法律の施行による措置権者の変更に関する準用規定)
二 第五十九條の三の規定は、この法律の施行により第二十二條及び第二十三條に規定する措置権者に変更があつた場合に準用する。
(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)
三 社会福祉事業法附則第七項の規定に基き置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

四 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、第十一條の二の規定により任用された児童福祉司とみなす。
(児童相談所の所長に関する経過規定)
五 この法律の施行の際現に任用されている児童相談所の所長については、第十六條の二第二項の規定は、適用しない。

(関係法律の廃止)
六 教育所に在る孤児の後見職務に関する法律(明治三十三年法律第五十一号)は、廃止する。
(予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正)
七 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第六号中「第五十條第二号」を「第五十條第一号及び第二号」に、「第六号及び第七号並びに」を、「第六号から第七号まで及び」に、「及び第五十五條」を「第五十五條及び第五十六條第三項」に改め、同條に次の一号を加える。

八 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)第五條及び第七條(往血吸虫病に関する部分を除く)。
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
身体障害者福祉法の一部を改正する法律
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 身体障害者福祉司(第九條—第十二條)」を「第三節 援護の機関(第九條—第十二條)」に、「第三章 更生援護施設の設置(第二十七條—第三十四條)」を「第三章 身体障害者更生援護施設(第二十七條—第三十四條)」に、「第四章 費用(第三十五條—第三十七條)」を「第四章 費用(第三十五條—第三十七條の二)」に改める。

第四條中「身体上の障害のため職業能力が損傷されている」を「身体上の障害がある」に改める。
第五條第一項中「この法律に基いて国又は地方公共団体が設置する」を削り「身体障害者更生指導施設」を「肢体不自由者更生施設」に、「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、「義肢器具製作施設」を「補装具製作施設」に改める。

第六條第四項中「意見を具申することができる」を「意見を具申し、及び第二十五條に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることができる」に改める。
「第三節 身体障害者福祉司」を「第三節 援護の機関」に改める。
第九條及び第十條を次のように改める。
(身体障害者福祉司)
第九條 都道府県は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の規定により設置する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という)に、身体障害者福祉司を置かなければならない。
二 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。

3 身体障害者福祉司は、福祉事務所
の長（以下「福祉事務所長」とい
う。）の命を受けて、身体障害者の
福祉に関し、左に掲げる業務を行
うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技
術的指導を行うこと。

二 第十一條の二第一項第二号に
規定する業務のうち、専門的技
術を必要とするものを行うこと。

4 身体障害者福祉司の置かれてい
ない福祉事務所の長は、前項第二
号の業務については、都道府県の
身体障害者福祉司（当該福祉事務
所が地方自治法（昭和二十二年法
律第六十七号）第五十五條第二
項の市の設置するものであつて、
その設置する他の福祉事務所に身
体障害者福祉司が置かれていない
ときは、その身体障害者福祉司）の
技術的援助及び助言を求めなけれ
ばならない。

5 身体障害者福祉司は、前項の規
定により福祉事務所長から技術的
援助及び助言を求められたとき
は、これに協力しなければならな
い。

第十條 身体障害者福祉司は、事務
吏員又は技術吏員とし、左の各号
の一に該当する者のうちから、任
用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会
福祉主事たる資格を有する者で
あつて、身体障害者の更生援護
その他その福祉に関する事業に
二年以上従事した経験を有する
もの

二 学校教育法（昭和二十二年法

律第二十六号）に基く大学又は
旧大学令（大正七年勅令第三百
八十八号）に基く大学におい
て、厚生大臣の指定する社会福
祉に関する科目を修めて卒業し
た者

三 医師

四 身体障害者の更生援護の事業
に従事する職員を養成する学校
その他の施設で厚生大臣の指定
するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、
身体障害者福祉司として必要な
学識経験を有するもの

第十一條中「前二條に規定する身
体障害者福祉司の事務の処理及び」
を削り、「更生相談」を「更生援護」
に改め、同條に次の二項を加える。

2 身体障害者更生相談所は、身体
障害者の医学的、心理学的及び職
能的判定を行うところとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要
に応じ、巡回して、前項の業務を
行うことができる。

第十一條の次に次の一條を加え
る。
（福祉事務所）
第十一條の二 福祉事務所は、この
法律の施行に関し、主として左の
業務を行うものとする。

一 身体に障害のある者を発見し
て、又はその相談に応じて、こ
の法律に定める福祉の措置を受
けるように指導すること。

二 身体障害者の相談に応じ、そ
の生活の実際、環境等を調査
し、更生援護の必要の有無及び
その種類を判断し、本人に対し
て、直接に、又は間接に、社会

的更生の方を指導すること並
びにこれに附随する業務を行う
こと。

2 福祉事務所長は、前項第二号に
掲げる業務を行うに当つて、特に
医学的、心理学的及び職能的判定
を必要とする場合には、身体障害
者更生相談所の判定を求めなけれ
ばならない。

第二十條を次のように改める。
（協力機構）
第十二條 福祉事務所を設置しない
町村（特別区を含む。）の長は、当
該町村の区域内に居住地を有する
身体障害者の更生援護について、
都道府県知事、市長及び福祉事務
所を管理する町村長（以下「援護
の実施機関」という。）又は福祉事
務所長の行う事務に協力しなけれ
ばならない。

第十五條第一項に次の但書を加
え、同條第四項中「その申請者が第
四條前段の規定に該当すると認め
たときは、」を「その障害が別表に掲
げらるるものに該当すると認めたと
きは、」を「その障害が別表に掲げ
らるるものに該当すると認めたと
きは、」に、同條第五項中「その
申請者が、第四條前段の規定に該
当しないと認めたとときは、」を「
その障害が別表に掲げらるるもの
に該当しないと認めたとときは、」
と認めたとときは、」に、同條第六項
中「身体障害者」を「身体障害者手帳
の交付を受けた者」に改める。

但し、本人が十五歳に満たない
ときは、その保護者（親権を行う
者及び後見人を含む。）が代つて申
請するものとする。

第十五條中第七項を第十項とし、
第六項の次に次の三項を加える。

7 身体に障害のある十五歳未満の

者につき、その保護者が身体障害
者手帳の交付を受けた場合におい
て、本人が満十五歳に達したと
き、又は本人が満十五歳に達する
以前にその保護者が保護者でなく
なつたときは、身体障害者手帳の
交付を受けた保護者は、すみやか
にこれを本人又は新たな保護者に
引き渡さなければならない。

8 前項の場合において、本人が満
十五歳に達する以前に、身体障害
者手帳の交付を受けたその保護者
が死亡したときは、その者の親族
又は同居の縁故者でその身体障害
者手帳を所持するものは、すみや
かにこれを新たな保護者に引き渡
さなければならない。

9 前二項の規定により本人又は新
たな保護者が身体障害者手帳の引
渡を受けたときは、その身体障害
者手帳は、本人又は新たな保護者
が交付を受けたものとみなす。

第十六條第一項を次のように改
め、同條第二項（第三号を除く。）中
「身体障害者」を「身体障害者手帳
の交付を受けた者」に、同項第一号
中「第十八條の規定による診査の結
果、その障害が」を「本人の障害
が」に改め、同項第二号中「診査」
の下に「又は児童福祉法（昭和二十
二年法律第六十四号）第二十一條
の二第一項の規定による診査」を加
える。

身体障害者手帳の交付を受けた
者又はその者の親族若しくは同居
の縁故者でその身体障害者手帳を
所持するものは、本人が別表に掲
げる障害を有しなくなつたとき、
又は死亡したときは、すみやかに

身体障害者手帳を都道府県知事に
返還しなければならない。

第十七條第二項中「当該身体障害
者」を「当該処分相手方」に、同
條第三項中「当該身体障害者」を
「前項の通知を受けた者」に、同條
第四項中「当該身体障害者」を「第
二項の通知を受けた者」に改める。

第十八條第一項中「都道府県知
事」を援護の実施機関に、同項第
三号中「都道府県」を「当該地方公
共団体」に改め、同條第二項中「都
道府県知事」を援護の実施機関に、
「前項」を「第一項」に改め、同項
を第三項とし、同條第三項中「都道
府県知事」を「援護の実施機関」に改
め、同項を第四項とし、同條第一項
の次に次の一項を加える。

2 市長及び福祉事務所を設置した
町村の長は、身体障害者につき、
第十六條第二項各号に掲げる事由
があると認めるときは、その旨を
都道府県知事に通告しなければならない。

第十九條中「第二十七條第三項」
を「第二十七條第二項若しくは第三
項」に、「市町村」を「都道府県若
しくは市町村」に、「都道府県知事」
を「援護の実施機関」に改める。

第二十條第一項中「都道府県知事
は、身体障害者から申請があつたと
きは、」を「援護の実施機関は、その
管理する福祉事務所の所管区域内に
居住地を有する身体障害者から申請
があつたときは、」に改め、同條第二
項中「都道府県知事」を「援護の実
施機関」に改める。

第二十一條第一項中「都道府県知
事」を「援護の実施機関」に改め
る。

身体障害者手帳を都道府県知事に
返還しなければならない。

第二十三條中「都道府県知事」を「**援護の実施機関**」に、「**管轄区域**」を「**管理する福祉事務所の所管区域**」に改める。

第二十五條第一項から第三項までの各項目中「公益法人」を「**社会福祉法人**」に改める。

第二十六條を次のように改める。
第二十六條 削除

「第三章 身体障害者更生援護施設」に改める。

第二十七條中第四項を第五項とし、第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、身体障害者更生援護施設を設置することができる。

第二十八條に次の一項を加える。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者更生援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉事業法第六十條第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七條第四項、第六十條第二項及び第六十六條の規定を適用する。

第二十九條を次のように改める。
(**肢体不自由者更生施設**)

第二十九條 肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者を收容し、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設とする。

第三十條中「中途失明者更生施設」を「**失明者更生施設**」に、「**中途失明者**」を「**失明者**」に改める。

第三十二條を次のように改める。
(**補装具製作施設**)

第三十二條 補装具製作施設は、補聴器、義肢、車椅子等身体障害者に必要な補装具の製作又は修理を行う施設とする。

第三十五條から第三十七條までを次のように改める。

(**市町村の支弁**)

第三十五條 身体障害者の更生援護に於て、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 第九條の規定により市町村が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

二 第十三條、第十四條、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用

三 第二十七條第三項及び第五項の規定により、市町村が設置する身体障害者厚生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(**都道府県の支弁**)

第三十六條 身体障害者の厚生援護に於て、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用

二 第九條の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

三 第十一條の規定により都道府

県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第十三條から第十五條まで、第十八條、第二十條及び第二十一條第一項の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

五 第二十七條第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(**都道府県の負担**)

第三十七條 都道府県は、第三十五條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その四分の三を負担する。

第四十條第三十七條の次に次の一條を加える。

(**国の負担**)

第三十七條の二 国は、第三十五條及び第三十六條の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用並びに前條の規定により都道府県が負担する費用について、左に掲げるものを負担する。

一 第三十五條第一号並びに第三十六條第一号及び第二号の費用

二 第三十五條第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

三 第三十六條第三号及び第五号の費用のうち、その設置に要する費用についてはその十分の五、その運営に要する費用についてはその十分の八

四 第三十五條第二号及び第三十六條第四号の費用のうち、第三十三條から第三十五條まで、第十八條及び第二十一條第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十條の行政措置に要する費用についてはその十分の八

五 前條の規定により都道府県が負担する費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その三分の二

第三十八條を次のように改める。

第三十九條中「身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設」を「**第二十七條第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設**」に改める。

第四十條第一項中「第二十八條」を「**第二十八條第一項**」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項とし、同項中「前二項」を「**前項**」に改める。

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 削除

第四十二條中「又は都道府県知事」を「**都道府県知事又は市町村長**」に改め、「**都道府県知事のした処分**」については厚生大臣に、「**市町村長のした処分**」については都道府県知事に、「**」を加える。**

第四十三條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

(**町村の一部事務組合**)

第四十三條 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合に於ては、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

第四十三條の次に次の一條を加える。
(**援護の実施機関が変更した場合の経過規定**)

第四十三條の二 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

第四十四條に見出しとして「(租税その他公課の非課税)」を加える。

第四十六條第三号を削る。

第四十七條中「左の各号の一に該当する者は」を「**詐欺その他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は**」に改め、第一号及び第二号を削る。

別表第一号I中「**屈伸異常**」を「**屈折異常**」に、第四号中「**肢切断又は肢体不自由**」を「**肢切断又は断を含む**」に改める。

附則

(**施行期日**)

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第六條及び第二十六條の改正規定は、公布の日から、第二十七條、第二十

二六

八條、第三十八條から第四十一條

まで、第四十六條及び第四十七條

の改正規定並びに附則第五項及び

附則第六項(社会福祉事業法第二

條に關する部分を除く。)の規定

は、同年六月一日から施行する。

2 第四十三條の二の規定は、この

法律の施行により援護の実施機関

に変更があつた場合に準用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規

定に基き置かれた組織の長はこの

法律の適用については、福祉事務

所長とみなす。

(身体障害者福祉司に關する経過

規定)

4 この法律の施行の際、現に任用

されている身体障害者福祉司は、

第十條の規定により任用された身

体障害者福祉司とみなす。

(罰則の適用に關する経過規定)

5 第四十六條及び第四十七條の改

正規定の施行前にした行為に対す

る罰則の適用については、なお、

従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法の一部を次のよ

うに改正する。

第二條第二項第三号中「身体障

害者更生指導施設」を「し体不自

由者更生施設」に、「中途失明者

更生施設」を「失明者更生施設」

に、同條第三項第三号中「義し要

具製作施設」を「補裝具製作施

設」に改める。

第五十八條第二項中「同條第二

項第一号」を「同條第三項第一

号」に改める。

附則第十五項中「社会事業法」

社法」に改める。

附則に次の一項を加える。

(公益質屋を經營する者の経過

規定)

27 この法律の施行の際、現に従

前の公益質屋法第一條第二項の

規定により認可を受けて公益質

屋を經營している公益法人は、

昭和二十七年五月三十一日まで

は、同法の適用については、社

会福祉法人とみなす。

(予防接種法等による国庫負担の

特例等に關する法律の一部改正)

7 予防接種法等による国庫負担の

特例等に關する法律(昭和二十五

年第二百二十二号)の一部を次の

うに改正する。

第一條第五号中「第三十六條」

を「第三十七條の二」に、「第三

十五條第一号及び第三号」を「第

三十五條第一号、第三十六條第二

号及び第三号」に改める。

五月十八日日本委員会に左の事件を付託

された。

一、覚せい剤取締法案(中山壽彦君

外四名発議)

覚せい剤取締法案

覚せい剤取締法

第一章 總則(第一條、第二條)

第二章 指定及び届出(第三條、

第十二條)

第三章 禁止及び制限(第十三條

、第二十條)

第四章 取扱(第二十一條、第二

十七條)

第五章 業務に關する記録及び報

告(第二十八條、第三十

條)

第六條 監督(第三十一條、第三

十四條)

第七條 雜則(第三十五條、第四

十條)

第八章 罰則(第四十一條、第四

十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、覚せい剤の濫

用による保護衛生上の危害を防止

するため、その輸入、所持、製

造、譲渡、譲受及び使用に關して

必要な取締を行うことを目的とす

る。

(用語の意義)

第二條 この法律において使用する

用語の意義は、左の各号に定める

ところによる。

一「覚せい剤」とは、フェニルア

ミノプロパン、フェニルメチル

アミノプロパン及び各その塩類

並びにこれらのいづれかを含有

する製剤をいう。

二「覚せい剤製造業者」とは、覚

せい剤を製造し、且つ、その製

造した覚せい剤を覚せい剤施用

機関又は覚せい剤研究者に譲り

渡すことを業とする者ができ

るものとして、この法律の規定

により指定を受けた者をいう。

三「覚せい剤施用機関」とは、覚

せい剤の施用を行うことができ

るものとして、この法律の規定

により指定を受けた病院又は診

療所をいう。

四「覚せい剤研究者」とは、学術

研究のため覚せい剤を使用する

ことができるものとして、この

法律の規定により指定を受けた

者をいう。

第二章 指定及び届出

(指定の要件)

第三條 覚せい剤製造業者の指定は

製造所ごとに厚生大臣が、覚せい

剤施用機関又は覚せい剤研究者の

指定は病院若しくは診療所又は研

究所ごとにその所在地の都道府県

知事が、左の各号に掲げる資格を

有するものうち適当と認めるも

のについて行う。

一 覚せい剤製造業者については

は、薬事法(昭和二十三年法律

第九十七号)第二十六條第一

項(医薬品製造業の登録)の規

定により医薬品製造業の登録を受

けている者

二 覚せい剤施用機関については

は、精神病院その他診療上覚せい

剤の施用を必要とする病院又は

診療所

三 覚せい剤研究者については、

覚せい剤に關し相當の知識を持

ち、且つ、研究上覚せい剤の使

用を必要とする者

2 覚せい剤施用機関及び覚せい剤

研究者の指定に關する基準は、厚

生省令で定める。

(指定の申請手続)

第四條 覚せい剤製造業者の指定を

受けようとする者は、製造所ごと

に、その製造所の所在地の都道府

県知事を経て厚生大臣に申請書を

出さなければならない。

2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤

研究者の指定を受けようとする者

は、病院若しくは診療所又は、研

究所ごとに、その所在地の都道府

県知事に申請書を出さなければな

らない。

(指定証)

第五條 覚せい剤製造業者、覚せい

剤施用機関又は覚せい剤研究者の

指定をしたときは、厚生大臣は当

該製造業者に対して、都道府県知

事は当該施用機関の開設者又は当

該研究者に対して、それぞれ指定

証を交付しなければならない。

2 覚せい剤製造業者に対する指定

証の交付は、その製造所の所在地

の都道府県知事を経て行うものと

する。

3 指定証は、譲り渡し、又は貸与

してはならない。

(指定の有効期間)

第六條 覚せい剤製造業者、覚せい

剤施用機関又は覚せい剤研究者の

指定の有効期間は、指定の日から

その翌年の十二月三十一日までと

する。

(指定の失効)

第七條 覚せい剤製造業者、覚せい

剤施用機関又は覚せい剤研究者に

ついて、指定の有効期間が満了し

たとき及び指定の取消があつたと

きの外、第九條(業務の廃止等の

届出)に規定する事由が生じたと

きは、指定はその効力を失ふ。

(指定の取消)

第八條 覚せい剤製造業者、覚せい

剤施用機関の開設者、覚せい剤施

用機関の管理者(医療法(昭和二十

三年法律第二百五号)の規定によ

る当該病除又は診療所の管理者を

関において診療に従事する医師若しくは覺せい、劑研究者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く処分違反したとき、又は覺せい、劑研究者について第三條第一項(指定の要件)第三号に掲げる資格がなくつたときは、厚生大臣は覺せい、劑製造業者について、都道府県知事は覺せい、劑施用機関又は覺せい、劑研究者について、それぞれその指配を取り消すことができる。

- 2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、その期日の二週間までに、処分の理由並びに聴問の期日及び場所を当該処分を受ける覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機関の開設者又は覺せい、劑研究者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴問を行わなければならない。
- 3 聴問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。
- 4 厚生大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴問に出席しなかつたときは、聴問を行わないで第一項に規定する処分をすることができる。

(業務の廃止等の届出)
第九條 覺せい、劑製造業者は、左の各号の二に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

添えてその旨を届け出なければならない。
一 その製造所における覺せい、劑製造の業務を廃止したとき。
二 薬事法第二十六條第二項(登録の有効期間)の規定により医薬品製造業の登録の有効期間が満了してその更新を受けなかつたとき。
三 薬事法第四十六條第三項(登録の取消及び業務の停止)の規定により医薬品製造業の登録を取り消されたとき。

- 2 覺せい、劑施用機関の開設者は、左の各号の一に該当する場合にはその事由の生じた日から十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
一 覺せい、劑施用機関である病院又は診療所を廃止したとき。
二 覺せい、劑施用機関である病院又は診療所において第三條第二項(指定の基準)の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止したとき。
三 医療法第二十九條(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定により、覺せい、劑施用機関たる病院又は診療所の開設の許可を取り消されたとき。

3 覺せい、劑研究者は、当該研究所における覺せい、劑の使用を必要とする研究を廃止したときは廃止の日から十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

4 前三項の規定による届出は、覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機関の開設者又は覺せい、劑研究者が、死亡した場合又はその相続人が、解散した場合又はその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならぬ。
(指定証の返納及び提出)
第十條 覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機関又は覺せい、劑研究者の指定が効力を失つたときは、前條に規定する場合を除いて、指定が効力を失つた日から十五日以内に、覺せい、劑製造業者であつた者はその製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に、覺せい、劑施用機関の開設者であつた者又は覺せい、劑研究者であつた者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を返納しなければならない。

- 2 覺せい、劑製造業者が薬事法第四十六條第三項(登録の取消及び業務の停止)の規定による業務停止の処分を受けたとき、又は覺せい、劑施用機関の開設者が医療法第二十九條(開設許可の取消及び閉鎖命令)の規定による閉鎖命令の処分を受けたときは、その処分を受けた日から十五日以内に、覺せい、劑製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に、覺せい、劑施用機関の開設者はその製造所の所在地の都道府県知事に、覺せい、劑研究者は、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事にそれぞれ指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

3 前項の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、指定証に

処分の要旨を記載し、業務停止期間又は閉鎖期間の満了後すみやかに、覺せい、劑製造業者又は覺せい、劑施用機関の開設者に指定証を返還しなければならない。
(指定証の再交付)
第十一條 指定証をき損し、又は亡失したときは、覺せい、劑製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に、覺せい、劑施用機関の開設者又は覺せい、劑研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

- 2 再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは、旧指定証を十五日以内に、覺せい、劑製造業者はその製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に、覺せい、劑施用機関の開設者又は覺せい、劑研究者はその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ旧指定証を返納しなければならない。
(氏名又は住所等の変更届)
第十二條 覺せい、劑製造業者は、その氏名(法人にあつてはその名称)若しくは住所又は製造所の名称を変更したときは十五日以内に、その製造所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

2 覺せい、劑施用機関の開設者は、その覺せい、劑施用機関の名称を変更したときは十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

届け出なければならない。
3 覺せい、劑研究者は、その氏名若しくは住所を変更し、又は研究所の名称の変更があつたときは十五日以内に、その研究所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。
4 前三項の場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、すみやかに指定証を訂正して返還しなければならない。
第三章 禁止及び制限
(輸入の禁止)
第十三條 何人も、覺せい、劑を輸入してはならない。
(所持の禁止)
第十四條 覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機関の開設者及び管理者、覺せい、劑施用機関において診療に従事する医師、覺せい、劑研究者並びに覺せい、劑施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覺せい、劑を所持してはならない。

- 2 左の各号の一に該当する場合には、前項の規定は適用しない。
一 覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機関の管理者、覺せい、劑施用機関において診療に従事する医師又は覺せい、劑研究者の業務上の補助者がその業務のために覺せい、劑を所持する場合
二 覺せい、劑製造業者が覺せい、劑施用機関又は覺せい、劑研究者に覺せい、劑を譲り渡す場合において、郵便又は物の運送の業務に従事する者がその業務を行う必要上覺せい、劑を所持する場合

2 覺せい、劑施用機関の開設者は、その覺せい、劑施用機関の名称を変更したときは十五日以内に、その病院又は診療所の所在地の都道府県知事に指定証を添えてその旨を届け出なければならない。

三 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受ける者の看護に当る者がその者のために覚せい剤を所持する場合

四 法令に基いてする行為につき覚せい剤を所持する場合
第十五條 覚せい剤製造業者がその業務の目的のために製造する場合の外は、何人も、覚せい剤を製造してはならない。

2 厚生大臣は、毎年一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、各覚せい剤製造業者の製造数量を定めることができる。

3 覚せい剤製造業者は、前項の規定により厚生大臣が定めた数量をこえて、覚せい剤を製造してはならない。

(覚せい剤施用機関の管理者)
第十六條 覚せい剤施用機関において施用する覚せい剤の譲受に関する事務及び覚せい剤施用機関において譲り受けた覚せい剤の管理は、当該施用機関の管理者がしなければならない。

2 覚せい剤施用機関の開設者は、当該施用機関の管理者に覚せい剤の譲受に関する事務及び譲り受けた覚せい剤の管理をさせなければならない。

(譲渡及び譲受の制限及び禁止)
第十七條 覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者以外の者に譲り渡してはならない。

2 覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者は、覚せい剤製造業者以外の者から覚せい剤を譲り受けてはならない。

3 前二項の場合及び覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合の外は、何人も、覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

4 法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

(譲渡証及び譲受証)
第十八條 覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合(覚せい剤施用機関において診療に従事する医師が覚せい剤を施用のため交付する場合を除く)には、譲渡人は都道府県の発行する譲渡証の用紙に譲受人は都道府県の発行する譲受証の用紙に、それぞれ必要な事項を記載し、且つ、印をおして相手方に交付しなければならない。

2 前項の規定により譲渡証又は譲受証の交付を受けた者は、譲渡又は譲渡の日から二年間、これを保存しなければならない。

3 譲渡証及び譲受証は、第一項の規定による場合の外は、他人に譲り渡してはならない。

(使用の禁止)
第十九條 左の各條に掲げる場合の外は、何人も、覚せい剤を使用してはならない。

一 覚せい剤製造業者が製造のため使用する場合
二 覚せい剤施用機関において診

療に従事する医師が施用する場合
三 覚せい剤研究者が研究のため使用する場合
四 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため交付を受けた者が施用する場合
五 法令に基いてする行為につき使用する場合
(施用の制限)
第二十條 覚せい剤施用機関において診療に従事する医師は、その診療に從事している覚せい剤施用機関の管理する覚せい剤でなければ、施用し、又は施用のため交付してはならない。

2 前項の医師は、他人の診療以外の目的に覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

3 第一項の医師は、覚せい剤の中毒者に対し、その中毒を緩和し又は治療するために覚せい剤を施用し、又は施用のため交付してはならない。

4 第一項の医師が覚せい剤を施用のため交付する場合においては、交付を受ける者の住所、氏名、年齢、施用方法及び施用期間を記載した書面に当該医師の署名をして、これを同時に交付しなければならない。

5 覚せい剤研究者は、研究のため他人に対して覚せい剤を施用してはならない。

第四章 取扱
第二十一條 覚せい剤製造業者は、その製造した覚せい剤を厚生省令

の定めるところにより、容器に納め、且つ、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者は、前項の規定により封を施した覚せい剤でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受ける場合には、前項の規定は適用しない。

(保管方法)
第二十二條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤をその製造所、病院若しくは診療所又は研究所内の鍵をかけた堅固な場所に保管しなければならない。

(事故の届出)
第二十三條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、その所有し又は管理する覚せい剤を喪失し、盗み取られたとき、すみやかにその覚せい剤の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、覚せい剤製造業者にあつてはその所在地の都道府県知事を、その他覚せい剤施用機関の開設者、厚生大臣に、覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者にあつてはその病院長若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

2 前項の場合において、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者は、指定が効力を失つた日から三十日以内に、その所有する覚せい剤を覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であるものに譲り渡し、且つ、譲り渡した覚せい剤の品名及び数量並びに譲受人の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所を覚せい剤製造業者及びその製造所の所在地の都道府県知事を、厚生大臣に、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者についてはその病院長若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事にそれぞれ報知しなければならない。

第二十四條 覚せい剤製造業者、覚

3 前項の期限内に当該覚せい剤を譲り渡すことができなかった場合には、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者は、すみやかに当該職員を立て会を求めその指示を受けて当該覚せい剤を処分しなければならぬ。

4 第一項の規定による報告、第二項の規定による譲渡及び報告並びに前項の規定による処分は、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者が、死亡した場合にその相続人が、解散した場合にその清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人がしなければならぬ。

5 前三項の場合においては、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者、覚せい剤研究者であつた者及びこれらの者の相続人、清算人又は合併後存続し若しくは合併により設立された法人については、指定が効力を失つた日から同項の規定による譲渡又は処分をするまでの間は、第十四條第一項(所持の禁止)の規定は適用せず、又、これらの者の業務上の補助者については同條第二項(所持禁止の例外)第一号の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項第二号の規定を準用する。

6 第二項及び第四項の場合には、第十七條(譲渡及び譲受の制限及び禁止)及び第二十一條第二項(証

紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定は適用しない。
(再指定の場合の特例)
第二十五條 覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者又は覚せい剤研究者であつた者が第六條(指定の有効期間)に規定する指定の有効期間の満了前に、又は指定の有効期間の満了後三十日以内に、更に覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者であることの指定の申請した場合には、その申請に対する厚生大臣又は都道府県知事の許可の処分があるまでは、それらの者及び当該覚せい剤施用機関の管理者であつた者については第十四條第一項(所持の禁止)及び前條の規定は適用しない。

第二十六條 厚生大臣又は都道府県知事は、この法律の規定に違反して輸入され、所持され、製造され、譲り渡され、譲り受けられ、又は施用のため交付された覚せい剤について、この法律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する処分をしたときは、厚生大臣にその処分の結果を報告しなければならぬ。
(国庫に帰属した覚せい剤の処分)
第二十七條 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した覚せい剤について、大蔵大臣と協議の上、この法律の目的を達成するため必要な処分をすることができる。

第五節 業務に関する記録及び報告
第二十八條 覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者は、それぞれの製造所、病院若しくは診療所又は研究所ごとに帳簿を備え、左に掲げる事項を記入しなければならない。
一 製造し、譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覚せい剤の品名及び数量並びにその年月日
二 譲渡又は譲受の相手方の氏名(法人にあつてはその名称)及び住所並びに製造所、覚せい剤施用機関又は研究所の名称及び所在場所
三 第二十三條(事故の届出)の規定により届出をした覚せい剤の品名及び数量
四 前項に規定する者は、同項の帳簿を最終の記入をした日から二年間保存しなければならない。
(覚せい剤製造業者の報告)
第二十九條 覚せい剤製造業者は、左に掲げる事項を翌月十日までに、その製造所の所在地の都道府県知事を経て厚生大臣に報告しなければならない。
一 月初に所有した覚せい剤の品名及び数量
二 その月中に製造した覚せい剤の品名及び数量
三 その月中に譲り渡した覚せい剤の品名及び数量
四 月末に所有した覚せい剤の品名及び数量

(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)
第三十條 覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者は、毎年十二月十五日までに、その指定を受けた日(指定を受けた年の翌年にあつては前年の十二月一日)からその年の十一月三十日まで譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は研究のため使用した覚せい剤の品名及び数量をその病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

第六章 監督
(報告の徴収)
第三十一條 厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤の取締上必要があるときは、覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者又は覚せい剤研究者について必要な報告を徴収することができる。
(立入検査、収去及び質問)
第三十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、覚せい剤の取締上必要があるときは、当該職員をして覚せい剤製造業者の製造所、覚せい剤施用機関である病院若しくは診療所又は覚せい剤研究者の研究所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、覚せい剤若しくは覚せい剤であることの疑のある物を試験のため必要な最小分量に限り収去し、又は覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者その他の関係者について質問をさせることができる。

2 前項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(薬事監視員の権限)
第三十三條 第二十四條第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)及び前條第一項に規定する当該職員は、薬事法第五十條(薬事監視員の設置)に規定する薬事監視員が行う。
2 薬事監視員は、第二十四條第三項の規定による覚せい剤の処分にあつては、前條第一項の規定に立ち会ふ場合又は前條第一項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(都道府県知事の意見具申)
第三十四條 都道府県知事は、覚せい剤製造業者について第八條第一項(指定の取消)に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第七章 雑則
(国又は都道府県の開設する覚せい剤施用機関の指定手続)
第三十五條 厚生大臣は、国の開設する病院又は診療所について、第三條第一項(指定の要件)中指定権者に関する部分の規定及び第四條第二項(指定の申請手続)の規定にかかわらず、主務大臣と協議の上、覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。
2 都道府県知事は、都道府県開設する病院又は診療所について、

問をさせることができる。
2 前項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(薬事監視員の権限)
第三十三條 第二十四條第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)及び前條第一項に規定する当該職員は、薬事法第五十條(薬事監視員の設置)に規定する薬事監視員が行う。
2 薬事監視員は、第二十四條第三項の規定による覚せい剤の処分にあつては、前條第一項の規定に立ち会ふ場合又は前條第一項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(都道府県知事の意見具申)
第三十四條 都道府県知事は、覚せい剤製造業者について第八條第一項(指定の取消)に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

問をさせることができる。
2 前項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(薬事監視員の権限)
第三十三條 第二十四條第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)及び前條第一項に規定する当該職員は、薬事法第五十條(薬事監視員の設置)に規定する薬事監視員が行う。
2 薬事監視員は、第二十四條第三項の規定による覚せい剤の処分にあつては、前條第一項の規定に立ち会ふ場合又は前條第一項の規定により立ち入り、検査し、収去し、若しくは質問する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(都道府県知事の意見具申)
第三十四條 都道府県知事は、覚せい剤製造業者について第八條第一項(指定の取消)に規定する処分を必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第四條第二項の規定にかかわらず、覚せい剤施用機関の指定を行うことができる。

第三十六條 国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更

第三十七條 この法律に定めるものの外、国の開設する覚せい剤施用機関にこの法律の規定を適用するに必要の特例は、厚生省令で定める。

第三十八條 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 覚せい剤製造業者の指定の申請をする者 千円
二 覚せい剤施用機関の指定の申請をする者 五百円
三 覚せい剤研究者の指定の申請をする者 三百円

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第一十三條(輸入の禁止)の規定に違反した者
二 第十四條第一項(所持の禁止)の規定に違反した者
三 第十五條第一項(製造の禁止)又は第三項(製造の制限)に違反した者
四 第十七條第一項から第三項まで(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定に違反した者
五 第十九條(使用の禁止)の規定に違反した者
六 第二十条第一項から第三項まで(覚せい剤施用機関において

の報告)又は第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)の規定による覚せい剤の譲渡又は処分は、当該施用機関の管理者(管理者がない場合には開設者の指定する職員)がしなければならない。

第三十九條 第十八條(譲渡証及び譲受証)に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は、代価として一枚につき二円を都道府県に、第二十一條第一項(製造した覚せい剤の証紙による封入)に規定する証紙を必要とする者は、代価として一枚につき二十円を国庫にそれぞれ支払わなければならない。

第四十條 この法律の規定により都道府県知事を経て厚生大臣に対してする届出、指定証の返納若しくは提出又は報告については、当該規定に定める期限内に都道府県知事に対して届出書、指定証又は報告書が提出されたときは、それらの行為は所定の期限内になされたものとする。

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條第三項(指定証の譲渡及び貸与の禁止)の規定に違反した者
二 第十六條(覚せい剤施用機関の管理者)の規定に違反した者
三 第十八條第一項(譲渡証及び譲受証の交付)の規定に違反して譲渡証又は譲受証を交付せず、又それに虚偽の記載をした者
四 第十七條第三項(譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止)の規定に違反した者
五 第二十一條第一項(証紙による封入)又は第二項(証紙による封を施さない覚せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定に違反した者
六 第二十二條(保管方法)の規定に違反した者
七 第二十三條(事故の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
八 第二十四條第一項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の品名及び数量の報告)、第二項(指定失効の際に所有していた

覚せい剤の譲渡及びその報告)又は第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)の規定による覚せい剤の譲渡又は処分は、当該施用機関の管理者(管理者がない場合には開設者の指定する職員)がしなければならない。

覚せい剤の譲渡及びその報告)若しくは第四項(死亡又は解散の場合における報告義務の転移)の規定又は同條第一項及び第二項に関する第三十六條第一項(国又は地方公共団体の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更)の規定による報告をせず、又虚偽の報告をした者

第九 第二十四條第三項(指定失効の際に所有していた覚せい剤の処分)の規定に違反して覚せい剤を処分した者

第十 第二十八條第一項(帳簿の備付及び記入)の規定による帳簿の備付をせず、又は帳簿の記入をせず、若しくは虚偽の記入をした者

第十一 第二十九條(覚せい剤製造業者の報告)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十二 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十三 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十四 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十五 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十六 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十七 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十八 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十九 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十一 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十二 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十四 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十五 第三十條(覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十條第一項(指定証の返納)若しくは第二項(指定証の提出)又は同條第一項に關する第三十六條第一項の規定に違反した者

三 第十一條第二項(旧指定証の返納)又は同條又は同條同項に關する第三十六條第一項の規定に違反した者

四 第十二條(氏名又は住所等の変更届)又は同條第二項に關する第三十六條第一項の規定に違反した者

五 第十八條第二項(譲渡証及び譲受証の保存)の規定に違反した者

六 第二十條第四項(施用のため交付の手續)の規定に違反した者

七 第二十八條第二項(粘着の保存)の規定に違反した者

八 第三十一條(報告の徴取)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第三十二條第一項(立入検査、収去及び質問)の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(管理者の処罰)

第四十四條 覺せい剤施用機關(開設者が國又は地方公共団体であるものを除く)について、第十七條第二項(覺せい剤製造業者以外の者からの譲受の禁止)の規定に違反する行為(未遂の場合を含む)、第十八條第一項(譲渡証及び譲受証の交付)若しくは第三項(譲渡証及び譲受証の譲渡の禁止)の規

定に違反する行為又は第二十一條第二項(証紙による封を施さない覺せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機關の開設者を罰するの外、その管理者に對しても第四十一條又は第四十二條の刑を科する。但し、当該管理者がその違反行為を知らなかつたときは、この限りでない。

2 國又は地方公共団体の開設する覺せい剤施用機關について第五條第三項(指定証の譲渡及び貸与の禁止)、第十八條(譲渡証及び譲受証の交付、保存及び譲渡禁止)又は第二十一條第二項(証紙による封を施さない覺せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定に違反する行為があつたときは、当該施用機關の管理者に對して第四十二條の刑又は前條の過料を科する。

(同罰規定)

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第四十一條及び第四十二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算

して三十日を經過した日から、施行する。

(覺せい剤所有の届出)

2 この法律施行の際既に覺せい剤を所有している者は、この法律施行後十五日以内に、その氏名(法人にあつてはその名称)、住所及び職業並びに所有している覺せい剤の品名及び數量を住所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に届け出なければならぬ。

(経過的譲渡措置)

3 前項の届出をした者(この法律の規定により指定を受けた覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機關の開設者及び覺せい剤研究者を除く)は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覺せい剤をこの法律の規定により指定を受けた覺せい剤製造業者、覺せい剤施用機關又は覺せい剤研究者に譲り渡すことができる。

4 前項の規定により覺せい剤の譲渡及び譲受がなされた場合には、譲渡人及び譲受人の氏名(法人にあつてはその名称)、住所並びにその覺せい剤の品名及び數量を譲渡人及び譲受人連署の上、譲受人の製造所、病院若しくは診療所又は研究所の所在地の都道府県知事を經て厚生大臣に報告しなければならない。

5 第二項に規定する者については、この法律施行の日から同項の規定による届出をするまでの間は、第十四條第一項(所持の禁止)の規定は適用しない。

6 第二項の規定による届出をした者については、第三項の規定によ

る譲渡をするまでの間は、第十四條第一項(所持の禁止)の規定は適用しない。

7 前二項の場合には、前二項に規定する者の業務上の補助者については第十四條第二項(所持禁止の例外)第一号の規定を、郵便又は物の運送の業務に従事する者については同項第二号の規定を準用する。

8 第三項の規定による譲渡については、第十七條(譲渡又は譲受の制限及び禁止)、第十八條(譲渡証及び譲受証)及び第二十一條第二項(証紙による封を施さない覺せい剤の譲渡及び譲受の禁止)の規定は適用しない。

9 覺せい剤製造業者の指定を受けた者がこの法律施行後初めて指定を受けた時に所有していた覺せい剤又は第三項の規定により譲り受けた覺せい剤は、この法律の規定によりその製造業者が製造したものとみなす。

(薬事法の一部改正)

10 薬事法の一部を次のように改正する。

第四十六條第三項を次のように改める。

3 厚生大臣は医薬品、用具又は化粧品製造業者又は輸入販売業者について、都道府県知事は薬局開設者又は医薬品の販売業者について、この法律その他法律に關する法律又はこれらの法律に基く省令若しくは処分は、違反する行為があつたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは

一部の停止を命ずることができ

(厚生省設置法の一部改正)

11 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十八條の次に次の一号を加える。

四十八の二 覺せい剤取締法(昭和二十六年法律第 号)の規定に基き覺せい剤製造業者及び國の開設する覺せい剤施用機關の指定を行い、並びにその指定を取り消すこと。

第十一條中第七号を第八号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 覺せい剤の取締及び処分を行うこと。

五月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、医薬分業反對に關する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二九号)(第一七四〇号)(第一七四八号)(第一七四九号)(第一七五〇号)(第一七五七号)(第一七六三〇号)(第一七七七号)(第一七七二〇号)(第一七九九号)(第一八〇〇号)(第一八〇一号)(第一八五二号)

一、医薬分業制度確立に關する請願(第一七三六号)(第一七六〇号)(第一七六一号)(第一七六二号)(第一七七三号)(第一七七七号)(第一七八八号)(第一八〇二号)(第一八二八号)(第一八三〇号)(第一八三六号)(第一八三八号)

一、国立療養所入所費等取扱細則第

三條大巾適用に関する請願(第一七六八号)

一、完全看護、完全給食の内容向上に関する請願(第一七六九号)

一、国立療養所退所措置緩和に関する請願(第一七七〇号)

一、戦争犠牲者遺族援護の立法化に関する請願(第一七七一号)

一、国立都城病院棟改築工事に関する請願(第一七九二号)

一、児童福祉法による措置費国庫補助復元の請願(第一八〇三号)

一、生活保護法等の公的保護事務費国庫負担に関する請願(第一八五四号)

一、医業分業反対に関する陳情(第四〇四号)(第四〇七号)(第四〇九号)

一、医療機関整備に見返資金融資の陳情(第四二〇号)

第一七二五号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 宮城県刈田郡白石町白石東小路三三刈田郡医師会長 加藤卯三郎

紹介議員 高橋進太郎君

現行の任意医業分業制度は、最も自由民主的で実情に即し便利で経済的であるから、国民福祉の点から強制医業分業制度に反対であるとの請願。

第一七二六号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 三重県宇治山田市常務町一五〇宇治山田市医師会長 藤谷敏三

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七二九号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 島根県能義郡安来町一、九四〇能義郡医師会長 田部専一外一名

紹介議員 櫻内 義雄君

この請願の趣旨は、第一二二五号と同じである。

第一七四〇号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 和歌山県日高郡御坊町大字蘭二〇一日高郡医師会長 寺井秀信

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七四八号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 岐阜県高山市下二之町高山市医師会長 野村 朋一

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七四九号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 石川県小松市東町四一 小松市医師会長 春木 靖男

紹介議員 中川 幸平君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七五〇号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 静岡県清水市清水三一九清水市医師会長 宮原斎外一名

紹介議員 長島 銀藏君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七五七号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 京都市中京区西ノ京町七九京都市中京西郷医師会長 池田英行外三名

紹介議員 有馬 英二君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七六三号 昭和二十六年五月九日受理

請願者 羽那須郡医師会長 中川 幸平君

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七七二号 昭和二十六年五月九日受理

請願者 三重県名賀郡医師会長 政本 政本

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七九〇号 昭和二十六年五月十日受理

請願者 石川県金沢市殿町六五石川県医師会長 内田 豊咲外一名

紹介議員 林屋龜次郎君 中川 幸平君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八〇〇号 昭和二十六年五月十日受理

請願者 三重県宇治山田市二俣町三三二ノ一度会郡医師会長 山際源一郎

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八〇一号 昭和二十六年五月十日受理

請願者 栃木県那須郡川西町黒

紹介議員 羽那須郡医師会長 中川 幸平君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

請願者 富山県新湊市新町二五〇新湊市医師会長 木戸三千治

紹介議員 小川 久義君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七三六号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 北海道札幌市南一條西十丁目 辻野喜一外百十九名

紹介議員 若木 勝蔵君

国民医療の向上と医療費負担の合理化により、国民の福祉が増進され健康日本建設されるよう医業分業制度の確立を図りたいとの請願。

第一七六〇号 昭和二十六年五月九日受理

請願者 北海道旭川市長 坂東 幸太郎外八十四名

紹介議員 朔 未治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

請願者 富山県新湊市新町二五〇新湊市医師会長 木戸三千治

紹介議員 小川 久義君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七三六号 昭和二十六年五月八日受理

請願者 北海道札幌市南一條西十丁目 辻野喜一外百十九名

紹介議員 若木 勝蔵君

国民医療の向上と医療費負担の合理化により、国民の福祉が増進され健康日本建設されるよう医業分業制度の確立を図りたいとの請願。

第一七六〇号 昭和二十六年五月九日受理

請願者 北海道旭川市長 坂東 幸太郎外八十四名

紹介議員 朔 未治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八五二号 昭和二十六年五月十二日受理

請願者 岐阜県吉城郡古川町二之町吉城郡医師会長 紺田孫助

第一七六一号 昭和二十六年五月九日受理
医薬分業制度確立に関する請願(三十通)

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

請願者 神奈川県平塚市新宿 一、二六〇 加川誠一 外三十一名

第一七八九号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願(五通)

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

紹介議員 石村 幸作君

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七六二号 昭和二十六年五月九日受理
医薬分業制度確立に関する請願(五通)

第一八〇二号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願

請願者 東京都中野区野方町一ノ七五八 小川端午外四名

請願者 大分県別府市瀬川町 恒泰孝

紹介議員 上原正吉君

紹介議員 松原 一彦君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七七三号 昭和二十六年五月九日受理
医薬分業制度確立に関する請願

第一八二八号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願(四通)

請願者 滋賀県甲賀郡大原村大字大原市場一六四ノ二 西谷平一外十七名

請願者 香川県大川郡三本松町 九六 青木春義

紹介議員 西川甚五郎君 村上 義一君

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七九七号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願(三通)

第一八三〇号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五一七 村上齊一外二名

請願者 福岡県戸畑市議會議長 白木正元

紹介議員 上原 正吉君

紹介議員 波多野 鼎君

第一八三六号 昭和二十六年五月十日受理
医薬分業制度確立に関する請願(四通)

第一七六九号 昭和二十六年五月九日受理
完全看護、完全給食の内容向上に関する請願

請願者 東京都中野区江古田町 一ノ二、〇四七 松井 松雄外三名

請願者 神戸市須磨区多井畑村 黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内 藤村幸雄外二百八名

紹介議員 上原 正吉君

紹介議員 藤森 眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八三八号 昭和二十六年五月十一日受理
医薬分業制度確立に関する請願

第一七七〇号 昭和二十六年五月九日受理
国立療養所退所措置緩和に関する請願

請願者 宮崎県延岡市岡富甲 四、八〇三 榎堀昭代 外五十七名

請願者 神戸市須磨区多井畑村 黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内 藤村幸雄外二百七名

紹介議員 三輪 貞治君

紹介議員 藤森 眞治君

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一七六八号 昭和二十六年五月九日受理
国立療養所入所費等取扱細則第三條大市適用に関する請願

第一七九二号 昭和二十六年五月九日受理
国立都城病院病棟改築工事に関する請願

請願者 神戸市須磨区多井畑村 黒ヶ谷一〇国立神戸療養所内 藤村幸雄外二百七名

請願者 宮崎県議會議長 日高 弥一

紹介議員 藤森 眞治君

紹介議員 三輪 貞治君

結核患者は長期間適切な医療と相当な栄養を必要とするが、経済的負担が加重なため療養所に入所できないことが多い。もしも完全治療に至らずしてかかる退所措置が採られるならば再発の危険を伴うばかりでなく、いままでの長期療養も無駄になり、療養者の真価さえ疑われるから、(一)完全治療に至るまで退所勧告を行わないこと、(二)強制退所を行わないこと、(三)増床をすみやかに実施すること等

最近全国的ベットの回転のためと称して患者に退所勧告が申し渡され、一部では強制退所の措置さえ採られているかに関しているが、もしも完全治療に至らずしてかかる退所措置が採られるならば再発の危険を伴うばかりでなく、いままでの長期療養も無駄になり、療養者の真価さえ疑われるから、(一)完全治療に至るまで退所勧告を行わないこと、(二)強制退所を行わないこと、(三)増床をすみやかに実施すること等

職役者はいずれも日本の平和樹立と人類の福祉に殉職した者であるが、これら遺族の生活は、現下の道義と経済の逼迫によつて物心両面に深刻を加えてから、昭和二十四年五月、衆議院における遺族援護、参議院における戦死者の福祉に關してそれぞれ決議されている事項に従つて、戦争犠牲者遺族援護の諸施策を立法化せられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

の緩和処置を講ぜられたいとの請願。

第一七九一号 昭和二十六年五月九日受理
戦争犠牲者遺族援護の立法化に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 日高 弥一

紹介議員 三輪 貞治君

職役者はいずれも日本の平和樹立と人類の福祉に殉職した者であるが、これら遺族の生活は、現下の道義と経済の逼迫によつて物心両面に深刻を加えてから、昭和二十四年五月、衆議院における遺族援護、参議院における戦死者の福祉に關してそれぞれ決議されている事項に従つて、戦争犠牲者遺族援護の諸施策を立法化せられたいとの請願。

国立都城病院は、宮崎県における総合医療機関として、また県民唯一の厚生福祉施設として重要な使命を果している。しかるに同病院は、医療法制定前に工場の建物を利用して開設したため、施設は不十分であるから、医療法が全面的に施行されると現在の設備では遺憾の点が多く、一方同病院の結核病棟を外來病棟に改造する案は、病院の運営からも、一般民衆の要望でもあるから、国立都城病院の病棟改築工事を早急に実施せられたいとの請願。

第一〇八三号 昭和二十六年五月十日受理
兒童福祉法による措置費国庫補助復元の請願

請願者 石川県庁内石川県社会福祉協議会長 直山興
二外三名

紹介議員 中川 幸平君 林屋龜次郎君

昨年度より兒童福祉法に要する費用が平衡交付金に切換えられた結果、兒童福祉事業のように一般行政部門に比して地味な上に実効の直ちに現われがたいものに対しては第二義的に取扱われるため、兒童福祉施設の措置費交付が減額または遅延し、このために公私兒童福祉施設とも経営困難に陥つて兒童福祉の確保にいちじるしい支障を生じているから、兒童福祉法に要する費用を平衡交付金制より切離し補助金制にせられたいとの請願。

第一八五四号 昭和二十六年五月十二日受理
生活保護法等の公的保護事務費国庫負担に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議長 長谷川亮三

紹介議員 古池 信三君
市町村における公的保護費の大部分は国において負担されているが、事務員は全額市町村の負担となつてゐる。かかる昭和二十五年五月の法律第一八二号によつて、人件費および需要費等の諸経費はいちじるしく増加し、市町村の財政に大きな影響を與へてゐるから、事務費についても国庫負担の途を講ぜられたいとの請願。

第四〇四号 昭和二十六年五月九日受理
医業分業反対に関する陳情

陳情者 宮崎市郡医師会長 大田原晴喜

現行の任意を医業分業制度は、最も自由民衆的で実情に即し便利で経済的であるから、国民福祉の観点から強制医業分業制度に反対であるとの陳情。

第四〇七号 昭和二十六年五月九日受理
医業分業反対に関する陳情

陳情者 京都府相楽郡西村字 高田喜太郎外一名

この陳情の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四〇九号 昭和二十六年五月十日受理
医業分業反対に関する陳情

陳情者 宮城県玉造郡鳴子町玉造郡医師会長 高橋幸喜外一名

この陳情の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一〇号 昭和二十六年五月十一日受理
医療機関整備に見返資金融資の陳情

陳情者 福島市中町七一福島県医師会長 中尾秀雄

病院、診療所および助産所の構造設備に關しては、医療法ならびに同法施行規則に基き遅くも本年十月までには、同法の定める基準に従い整備充実を図らなければならぬが、関係医師が実現の熱意に燃えながらも現下の経済情

勢下にあつては、資金難から実現困難であるから、このあい路を開し、法の期待する医療の向上を図るための対応策として、見返資金融資の途を講ぜられたいとの陳情。

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、検疫法案（予備審査のための付託は五月十七日）

検疫法案
検疫法

第一章 総則（第一條—第三條）
第二章 検疫（第四條—第二十三條）

第三章 検疫所長の行うその他の衛生措置（第二十四條—第二十七條）
第四章 雜則（第二十八條—第四十一條）

附則
第一章 總則
（目的）
第一條 この法律は、国内に常在しない伝染病の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に關してその他の伝染病の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。

（検疫伝染病）
第二條 この法律において「検疫伝染病」とは、コレラ、ペスト、発しんチフス、痘そう及び黄熱をいふ。

（検査港等）
第三條 検査を行う港（以下「検査港」といふ。）及び検査を行う飛行場（以下「検査飛行場」といふ。）は、政令で定める。

（入港等の禁止）
第四條 左に掲げる船舶（以下「外国から来航した船舶」といふ。）の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならない。但し、検査を受けるため、第八條第一項に規定する検査区域又は同條第三項の規定により指示された場所に入れる場合は、この限りでない。

一 外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶
二 航行中に、検査伝染病が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として政令で指定する外国の地域を発航し、又はその地域に寄港した他の船舶（検査済証又は仮検査済証の交付を受けている船舶を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶

2 外国を発航し、又は外国に寄港して来航した航空機（以下「外国から来航した航空機」といふ。）の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、当該航空機を検査飛行場以外の国内の飛行場に着陸させ、又は着水させてはならない。

（交通等の制限）
第五條 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下

「船舶等」といふ。）については、その長が検査済証又は仮検査済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出してはならない。但し、検査所長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（検査前の通船）
第六條 検査を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検査港又は検査飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検査港又は検査飛行場に置かれてゐる検査所（検査所の支所及び出張所を含む。）の長に、検査伝染病の患者又は死者の有無その他厚生省令で定める事項を通報しなければならぬ。

（航空機内の虫類の駆除）
第七條 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検査飛行場に着陸させ、又は着水させるまでに、当該航空機内の虫類の駆除を行わなければならない。

（検査区域）
第八條 船舶の長は、検査を受けようとするときは、当該船舶を検査区域に入れなければならない。

2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検査飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検査区域に入れなければならない。

3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検査所長（検査所の支所又は出張所の長を含む。）が、当該船舶等を検査区域以

外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。

4 第一項及び第二項の検査区域は、厚生大臣が、運輸大臣と協議して、検査港又は検査飛行場ごとに一以上を定め、告示する。

(検査信号)

第九條 船舶の長は、検査を受けるため当該船舶を検査区域又は前條第三項の規定により指示された場所に入れた時から、検査済証又は仮検査済証の交付を受けるまでの間、厚生省令の定めるところにより、当該船舶に検査信号を掲げなければならない。船舶が港内に停泊中に、第十九條第一項の規定により仮検査済証が失効し、又は同條第二項の規定により仮検査済証が失効した旨の通知を受けた場合において、その失効又は失効の通知の時から、当該船舶を港外に退去させ、又は更に検査済証若しくは仮検査済証の交付を受けるまでの間も、同様とする。

(検査の開始)

第十條 船舶等が検査区域又は第八條第三項の規定により指示された場所に入つたときは、検査所長は、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検査を開始しなければならない。但し、日没後に入つた船舶については、日出まで検査を開始しないことができる。

(書類の提出及び呈示)

第十一條 検査を受けるに当つては、船舶等の長は、検査所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を記載した明告書を提出しなければならない。但し、仮検査済証の失効後に受ける検査にあつては、検査所長から求められた場合に限り。

検査所長は、船舶の長に対して、第一号から第三号までに掲げる書類の提出並びに第四号及び第五号に掲げる書類の呈示を求めることができる。

(質問)

第十二條 検査所長は、船舶等の長その他船舶等に乗つてゐる者に対して、必要な質問を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

(診察及び検査)

第十三條 検査所長は、検査伝染病につき、船舶等に乗つてゐる者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。

(検査所長は、前項の検査について必要があるとき、船舶等にある死体(死胎を含む)の解剖を行い、又は検査官をしてこれを行わせることができる。)

(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

第十四條 検査所長は、第四條第一項第二号の規定に基く政令で指定する地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検査伝染病の患者又は死者があつた船舶等、検査伝染病患者若しくはその死体、又はベスト菌を保有し、若しくは保有してゐるおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検査伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断された限度において、左に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 検査伝染病患者(検査伝染病の病原体保有者及び検査伝染病の疑似症を呈している者を含む。以下同じ)を隔離し、又は検査官をして隔離させること。

二 検査伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある者を停留し、又は検査官をして停留させること。

三 検査伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所を消毒し、若しくは検査官をして消毒させ、又はこれらの物であつて消毒によりがたいものの廃棄を命ずること。

四 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の定めるところに従ひ、検査伝染病の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある死体(死胎を含む)の火葬を行うこと。

五 検査伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある物若しくは場所の使用を禁止し、若しくは制限し、又はこれらの物の移動を禁止すること。

六 検査官その他適当と認める者をして、ねずみ族又は虫類の駆除を行わせること。

七 必要と認める者に対して予防接種を行い、又は検査官その他適当と認める者をしてこれを行わせること。

検査所長は、前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検査所の設備の不足等のため、これに応ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検査港又は検査飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

(隔離)

第十五條 前條第一項第一号に規定する隔離は、検査所に設けられた隔離室に收容して行う。但し、痘そう又は発しんチフスの患者については、これらの患者を收容する施設を有する病院にその收容を委託して行うことができる。

検査所長は、被隔離者のうち、検査伝染病の患者については、その者が治癒したとき、検査伝染病の病原体保有者については、その者が病原体を排出しなくなつたとき、検査伝染病の疑似症を呈している者については、その症状が消え、又は検査伝染病の症状でない

ことが判明したときは、直ちに、隔離を解かなければならない。

第十六條 第十四條第一項第二号に規定する停留は、收容期間を定め、検査所に設けられた停留室に收容して行う。但し、やむを得ない場合には、船舶の長の同意を得て、船舶内に收容して行うことができる。

前項の收容期間は、各検査伝染病につき、それぞれ左に掲げる時間をこえてはならない。

一 コレラについては、百二十時間

二 ベストについては、百四十四時間

三 発しんチフスについては、三百三十六時間

四 痘そうについては、三百三十六時間

五 黄熱については、百四十四時間

同一の場所に数人を收容した場合において、被收容者のうちから検査伝染病患者又は検査伝染病による死者が発生したときは、他の被收容者の收容時間を延長することができる。

前項の規定により延長される收容期間は、各検査伝染病につき、延長の時からそれぞれ第二項に掲げる時間とする。

前條第二項の規定は、被停留者が收容されている場所について準用する。

(検査済証の交付)

第十七條 検査所長は、当該船舶等を介して、検査伝染病の病原体が

国内に侵入するおそれがないと認められたときは、当該船舶等の長に対して、検疫済証を交付しなければならぬ。

(仮検疫済証の交付)

第十八條 検査所長は、検査済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検査伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがあるなどないことを認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検査済証を交付することができる。この場合において、検査所長は、検査伝染病病原体に汚染したおそれのある者で停留されないものに対して、健康状態に異状を生じたときは、保健所その他の医療機関について診察を受けるべき旨その他検査伝染病の予防上必要な事項を指示することができる。

(仮検査済証の失効)

第十九條 仮検査済証の交付を受けた船舶等に、前條の規定により定められた期間内に、検査伝染病患者又は検査伝染病による死者が発生したとき、当該仮検査済証は、その効力を失ふ。この場合においては、当該船舶等の長は、直ちに、その旨をもよりの検査所長(検査所の支所又は出張所の長を含む。以下第三項において同じ。)に通報しなければならぬ。

2 仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等について更に第十四條第一項各号に掲げる措置をとる必要があるときは、前條の規定により定められた期間内に限り、当該仮検査済証の効力を失ふ。

しめることができる。この場合において、当該検査所長は、直ちに、その旨を当該船舶等の長に通知しなければならぬ。

3 前二項の規定により仮検査済証が失効した場合において、当該船舶等が港内又は飛行場内に停泊中であるときは、第一項の通報を受けた検査所長又は当該仮検査済証を交付した検査所長は、当該船舶等の長に対し、当該船舶等を検査区域若しくはその指示する場所に入れ、又は港外若しくは飛行場外に退去させるべき旨を命ずることができる。

(証明書の交付)

第二十條 検査所長は、第十四條第一項第六号の規定により、検査官その他適当と認める者をして船舶についてねずみ族の駆除を行わせた場合において、当該船舶の長から求められたときは、その旨の証明書を送付しなければならない。

2 検査所長は、第十四條第一項第七号の規定により予防接種を行つた者をしてこれを行使させた場合において、当該予防接種を受けた者から求められたときは、これに関する証明書を交付しなければならない。

(緊急避難)

第二十一條 検査済証又は仮検査済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危険を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に入れ、又は検査飛行場以外の飛行場に着陸させ、若しくは着水させた場合において、その急迫

した危険が去つたときは、直ちに、当該船舶を検査区域若しくは検査所長(検査所の支所又は出張所の長を含む。)の指示する場所に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由により当該船舶を検査区域等に入れ、若しくは港外に退去させ、又は当該航空機を飛行場外に退去させることができないときは、船舶等の長は、もよりの検査所長、検査所がないときは保健所長に、検査伝染病患者の有無、発熱地名、寄航地名その他厚生省令で定める事項を通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた検査所長又は保健所長は、当該船舶等について、検査、消毒その他検査伝染病の予防に必要な措置をとることができる。

4 第二項の船舶等であつて、当該船舶等を介して検査伝染病の病原体が国内に侵入するおそれがあるなどない旨の検査所長又は保健所長の確認を受けたものについては、当該船舶等がその場所にとどまつていない限り、第五條の規定を適用しない。

5 前三項の規定は、国内の港以外の海岸又は飛行場以外の場所において航行不能となつた船舶等について準用する。

6 検査済証又は仮検査済証の交付を受けていない船舶等の長は、急迫した危険を避けるため、やむを得ず当該船舶から上陸し、若しくは

物を降揚し、又は当該航空機から離れ、若しくは物を運び出した者があるときは、直ちに、もよりの保健所長又は市町村長に、検査伝染病患者の有無その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

(軍用艦船等の検査)

第二十二條 外国の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、別に法律で定める。

(海上保安庁の船舶等に関する特例)

第二十三條 海上保安庁の船舶その他海上における犯罪の予防、鎮圧及び捜査又は海上における被疑者の逮捕に関する業務に従事する船舶が、その業務に関して第四條第一項第二号に該当するに至つた場合における当該船舶の検査については、政令で特別の規定を設けることができる。

2 前項の政令においては、保健所長をして検査業務に従事させる旨の規定を設けることができる。

第三章 検査所長の行うその他の衛生措置

第二十四條 検査所長は、検査を行うに当り、当該船舶等内に、伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第一條第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病で検査伝染病以外のもの患者若しくは死者を発見したとき、又は当該船舶等がこれらの伝染病の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあるとき、検査官その他

他適当と認める者をして、診察、消毒、ねずみ族又は虫類の駆除等その予防に必要な応急措置を行わせなければならない。

(ねずみ族の駆除)

第二十五條 検査所長は、検査を行うに当り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていないと認めるときは、当該船舶の長に対し、ねずみ族を駆除すべき旨を命ずることができる。

2 検査所長は、検査を行うに当り、当該船舶においてねずみ族の駆除が十分に行われていない場合又は前項の規定による駆除命令によりねずみ族の駆除が十分に行われたと認められた場合においては、当該船舶の長から求められたときは、それぞれその旨の証明書を交付しなければならない。

(申請による検査等)

第二十六條 検査所長は、船舶又は航空機の所有者又は長が、政令で定めるところにより手数料を納めて、当該船舶若しくは航空機に対する検査伝染病の病原体の有無に関する検査、消毒、若しくはねずみ族若しくは虫類の駆除、その乗組員等に対する診察若しくは予防接種、又はこれらの事項に関する証明書の交付を求めるときは、当該検査所における検査業務に支障のない限り、これに應ずることができる。

2 検査所長は、外国に行こうとする者が、政令の定めるところにより手数料を納めて、検査伝染病に関する診察、病原体の有無に関する検査若しくは予防接種又はこれ

らの事項に関する証明書の交付を求めたときは、当該検査所における検査業務に支障のない限り、これに応ずることができ、(検査港等における応急の衛生措置)

第二十七條 検査所長は、伝染病予防法第一條第一項に規定する伝染病又は同條第二項の規定により厚生大臣が指定した伝染病が流行し、又は流行するおそれがあると認めるときは、検査港又は検査飛行場ごとに政令で定める区域内に限り、検査官その他適当と認める者をして、当該区域内にある船舶若しくは航空機又は当該区域内に設けられてゐる施設、建築物その他の場所について、ねずみ族若しくは虫類の駆除、清掃若しくは消毒を行わせ、又は当該区域内で労働に従事する者について、健康診断若しくは虫類の駆除を行わせることができる。

2 検査所長は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その旨を関係行政機関の長に通報しなければならない。

第四章 雑則

(検査官)

第二十八條 この法律に規定する事務に従事させるため、厚生省に検査官を置く。

(立入権)

第二十九條 検査所長及び検査官は、この法律の規定による職務を行うため必要があるときは、船舶、航空機又は第二十七條第一項に規定する施設、建築物その他の場所に立ち入ることができる。

(権限の解釈) 第三十條 この法律の規定による検査所長及び検査官の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(制服の着用及び証票の携帯) 第三十一條 検査所長及び検査官は、この法律の規定による職務を行うときは、制服を着用し、且つ、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 検査所長及び検査官の制服は、厚生大臣が定める。

(実費の徴収) 第三十二條 検査所長は、左に掲げる場合においては、船舶等の所有者又は長から、政令の定めるところにより、その実費を徴収しなければならない。

一 第十四條第一項第三号、第四号又は第六号に規定する措置をとつたとき。

二 船舶等の乗組員に対して第十四條第一項第一号又は第二号に規定する措置をとつたとき。

3 検査所長は、前二項の規定により実費を負担しなければならない者が、経済的事情により、その実費の全部又は一部を負担することが困難であると認められる場合において、前二項の規定にかかわ

らず、その全部又は一部を徴収しないことができる。

4 前三項の規定は、第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む)の規定により、検査所長又は保健所長が必要な措置をとつた場合に準用する。

(費用の支弁及び負担) 第三十三條 第二十一條第三項(同條第五項において準用する場合を含む)の規定により保健所長がとる措置に要する費用は、当該保健所を設置する都道府県又は市が支弁し、国庫は、政令の定めるところにより、これを負担しなければならない。

第二十三條第二項の規定に基く政令の規定により、保健所長が検査業務に従事する場合において、これに要する費用についても、同様とする。

(検査伝染病以外の伝染病についてこの法律の準用) 第三十四條 外国に検査伝染病以外の伝染病が発生し、これについて検査を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、伝染病の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該伝染病について、第二章及びこの章(次條から第四十條までを除く)の規定の全部又は一部を準用することができる。この場合において、停留のための収容の期間については、当該伝染病の潜伏期間を考慮して、当該政令で特別の規定を設けることができる。

(罰則)

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定に違反した者

二 隔離又は停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者

三 第十五條第二項(第十六條第五項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

第三十六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項の規定に違反して明告書を提出せず、又は虚偽の事実を記載した明告書を提出した者

二 第十一條第二項の規定により、書類の提出又は呈示を求められて、これを提出せず、若しくは呈示せず、又は虚偽の事実を記載したこれらの書類を提出し、若しくは呈示した者

三 第十二條の規定による質問に対し、虚偽の答弁をした者

四 第十三條の規定により検査所長又は検査官が行う診察又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四條第一項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定により検査所長又は検査官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十四條第一項第五号の処分を違反した者

七 第二十四條の規定により検査官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第二十九條の規定による検査所長又は検査官の立入を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第十九條第一項の規定に違反した者

三 第十九條第三項の規定に基く命令に違反した者

四 第二十一條第一項若しくは第二項(同條第五項において準用する場合を含む)又は同條第六項の規定に違反した者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第九條の規定に違反した者

二 第二十五條第一項の規定に基く命令に違反した者

第三十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十條 第三十四條の場合においては、当該政令で準用する規定に係る前五條の罰則の規定もまた、

準用されるものとする。

(省令委任)

第四十一條 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のため手続その他その執行について必要な事項は、厚生省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

(海港検疫法の廃止)

2 海港検疫法(明治三十二年法律第十九号)は、廃止する。

(許可証の効力)

3 この法律の施行前に検疫所長が連合国最高司令官の承認を得て交付した自由交通許可証又は條件付交通許可証は、それぞれこの法律の規定により検疫所長が交付した検疫済証又は仮検疫済証とみなす。

(現に継続中の検疫)

4 この法律の施行の際現に継続中の検疫については、なお、従前の例による。その検疫に関する違反行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

5 第三項の規定は、前項の検疫について交付された自由交通許可証又は条件付交通許可証に準用する。

(罰則に関する経過規定)

6 この法律の施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

7 国内航空運送事業令(昭和二十

五年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同法第三十九條から第四十一條までの規定」を「同法第三十九條及び第四十條の規定」に改める。

(死体解剖保存法の一部改正)

8 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 検疫法(昭和二十六年法律第九号)第十三條第二項の規定により解剖する場合

(厚生省設置法の一部改正)

9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十号を次のように改める。

三十 検疫法(昭和二十六年法律第九号)の規定に基づき、検疫区域を定めること。

第九條第十一号及び第二十條第一項中「海港及び空港」を「港及び飛行場」に改める。

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、検疫所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第二十條第三項の規

記

(一) 検疫支所

名	称	位	置
横浜検疫所	横須賀支所	神奈川	横須賀市田浦
神戸検疫所	大阪支所	大阪府	港区埠頭
東京検疫所	羽田支所	東京都	大田区羽田江戸見町

(二) 検疫所出張所

名	称	位	置
広島検疫所	呉出張所	広島県	呉市埠頭
名古屋検疫所	四日市出張所	三重県	四日市千才町五ノ二
門司検疫所	若松出張所	福岡県	若松市新地町九〇八ノ一

昭和二十六年六月五日印刷

昭和二十六年六月六日発行

多摩臨海事務所

印刷者 印刷所